

陳 情 回 答 綴

(陳情第 25 号～第 36 号)

平成 29 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 25号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 26号	行政にかかる諸問題について……………	15
陳情第 27号	行政にかかる諸問題について……………	31
陳情第 28号	行政にかかる諸問題について……………	45
陳情第 29号	災害対策について……………	55
陳情第 30号	障害者施策等の充実について……………	57
陳情第 31号	犬猫の対策について……………	83
陳情第 32号	大企業への優遇策について……………	85
陳情第 33号	水道給水管について……………	87
陳情第 34号	放課後施策について……………	89
陳情第 35号	放課後施策について……………	91
陳情第 36号	放課後施策について……………	93

番 号	陳情第25号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6月22日
<p>(審査結果)</p> <p>第7項</p> <p>現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項をできるだけ多く掲載しています。さらに、平成25年度からは重要な議案に対する会派等の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様は議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第25号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（企画部）</p> <p>本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。</p> <p>今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>第9項（広報部広報課）</p> <p>「広報さかい」では、市民の皆様の日々の生活に関わりが深く、役立つ情報を、適切な時期に分かりやすくお伝えするため、「福祉」「子育て」「健康」「環境」「人権」「催し」などのテーマごとに編集しております。また、特に市民の皆様にお知らせしたい重要な施策については、1面で詳しく紹介しております。</p> <p>本市では、市民の皆様が、安全・安心が確保された暮らしの中で「堺に住んで本当によかった」「これからも堺に住み続けたい」と感じていただけるまちの実現をめざしております。こうしたまちづくりへの取り組みを、「広報さかい」を通じて身近に感じていただくとともに、市政への関心と理解を深めていただけるよう、今後も紙面の更なる充実に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（行政部行政管理課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）</p> <p>指定管理者制度や事業委託については、公の施設の管理・運営等に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、管理経費の削減のみでなく、市民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、そのメリットが活かせる場合については適切に導入を進めております。</p> <p>指定管理者や受託事業者に対しては、市として、実地調査などのモニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、事業や年度終了後には管理運営の状況について評価を行うなど、適正な管理・運営等の確保とともに利用者サービス向上のための取組を行っております。</p> <p>今後も、民間事業者等の創意工夫により、利用者ニーズに合わせた利用時間の変更など利用者サービスの向上が図られるよう、導入の趣旨を踏まえた適正な運用に努めてまいります。</p> <p>引き続き、市民の視点に立って事務事業の見直しを進めるとともに、業務の内容や性質に応じて最もふさわしい担い手を選択してまいりたいと考えております。</p> <p>第11項（行政部情報化推進課・人事部人事課）（市長公室広報部市政情報課）</p> <p>マイナンバー制度では、税務署や年金事務所、市役所などの各機関が所有している個人情報をまとめて管理する「一元管理」は行わず、従来どおり各機関において管理する「分散管理」を採用し、各機関が適切に個人情報を管理しています。</p> <p>また、市が行っている事務事業については、その内容に応じて各業務に最もふさわしい担い手を選択し、適正に人員配置を行っていく必要があると考えています。</p> <p>なお、正職員はもとより派遣労働者や短期臨時職員も含め全ての職員は、堺市個人情報保護条例の規定により、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、または不当な目的に使用してはならず、万が一盗用等を行った場合には罰則を課すなどの対応を行うことにより、マイナンバーを含む個人情報保護の徹底を図っています。</p> <p>今後も、個人情報の適正な管理が図られるよう、厳格に対応してまいります。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（行政部総務課）（文化観光局観光部観光企画課）</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行なっており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、堺まつりでは、多くの市民に参加していただくとともに、堺の魅力を全国に発信することで、集客促進に努めており、堺まつりでの自衛隊音楽隊の演奏については、まちの賑わい創出や魅力向上につながるものと考えております。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>区民評議会の会議は公開で実施しており、会議の結果につきましても、各区のホームページをはじめ、市政情報センターにおいても公開しております。</p> <p>また、区民の皆様とともに、区域の課題解決や特色に応じたまちづくりをより一層推進するため、各区の区民評議会での取組や、その議論を反映した各区の事業などについて、広報さかいをはじめ、様々な機会を通じて周知ができるよう努めているところです。</p> <p>今後も引き続き、議論の進捗状況や調査審議している施策の方向性などについて、広く市民の皆様にご理解いただけるよう、お知らせしてまいります。</p> <p>第14項（男女共同参画推進課）</p> <p>本市は、平成24年3月に策定した、「第4期さかい男女共同参画プラン」に基づき、すべての人が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる「男女共同参画社会の実現」をめざし、男女共同参画施策の推進に取り組んでいます。</p> <p>男女共同参画交流の広場は、男女共同参画社会の実現をめざし活動する個人やグループが、情報・交流・相談の場として使用することを目的にご利用いただいています。</p> <p>交流の広場では、今後も引き続き事業内容を充実するとともに、積極的に広報を行い、さらにひとりでも多くの方にご利用いただけるように努めてまいります。</p> <p>第15項（人権部人権推進課）</p> <p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様には核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（人権部人権推進課）</p> <p>平和と人権資料館の平和ゾーンでは、模型と映像を組み合わせた映像装置で、多くの方の空襲体験談をもとに再現した堺大空襲の悲劇が追体験できるようになっております。</p> <p>今後も、来館者からのアンケートを参考に、わかりやすく効果的な展示となるよう取組を進めてまいります。</p> <p>第17項（人権部人権推進課）</p> <p>本市では、平和と人権を守る取組として、毎年8月に市内の大規模商業施設において平和と人権展を行い、平和と人権の大切さを市民の皆様幅広く訴えているところです。</p> <p>今後とも、各区民まつりにおける啓発パネルの展示等、平和と人権に関する取組を広く推進してまいります。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（生活福祉部医療年金課）</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。</p> <p>なお、大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいております。</p> <p>子ども医療費助成制度の年齢要件の拡大につきましては、「子育てのまち・堺」の実現に向け、子育て支援施策全体の中で考えてまいります。</p> <p>第19項（長寿社会部地域包括ケア推進課・介護保険課）</p> <p>堺市では、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）においても、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施しております。これに加え、多様な主体によるサービスの提供を新たに開始しており、その従事者に対し堺市独自の研修を実施することにより、質の確保を図っております。</p> <p>予算については、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施に必要な予算を計上しており、訪問型サービスや通所型サービスのほか、介護予防の普及啓発など、要支援者の在宅生活を支えるためのサービスを実施してまいります。</p> <p>第20項（長寿社会部地域包括ケア推進課・介護保険課・介護事業者課）</p> <p>介護職員が安心して働き続けることができるよう、賃金を始めとする処遇の改善を行うことは、喫緊の課題であり、国において、平成29年度介護報酬改定により、月額平均1万円相当の処遇改善加算の充実が図られています。</p> <p>本市においても、介護人材の確保は重要であることから、さかい介護人材確保育成支援事業として、介護事業者が自律的に職場環境改善に取り組めるよう、職場環境を自己点検する取り組みや研修会等を実施しています。</p> <p>また、介護職員の離職防止など定着に結びつくよう対策を講じることを国に対し要望しているところです。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（生活福祉部生活援護管理課・医療年金課・長寿社会部介護保険課）</p> <p>本市では、高齢者を対象に、老人医療費助成制度を実施しています。年齢や障害の程度、所得基準を満たす必要がありますが、本制度により保険診療に係る自己負担の軽減を図ることができます。</p> <p>介護保険については、負担能力に応じたきめ細かな保険料段階の設定を行うとともに、一定の要件を満たす低所得者の方に対し、保険料軽減措置や利用料の自己負担額の上限設定、社会福祉法人による利用者負担軽減措置などを実施しております。</p> <p>また、生活に困窮されている方に対しては、最後のセーフティネットである生活保護制度に加え、平成27年度からは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活や就労に関する相談支援を実施しているところです。</p>			

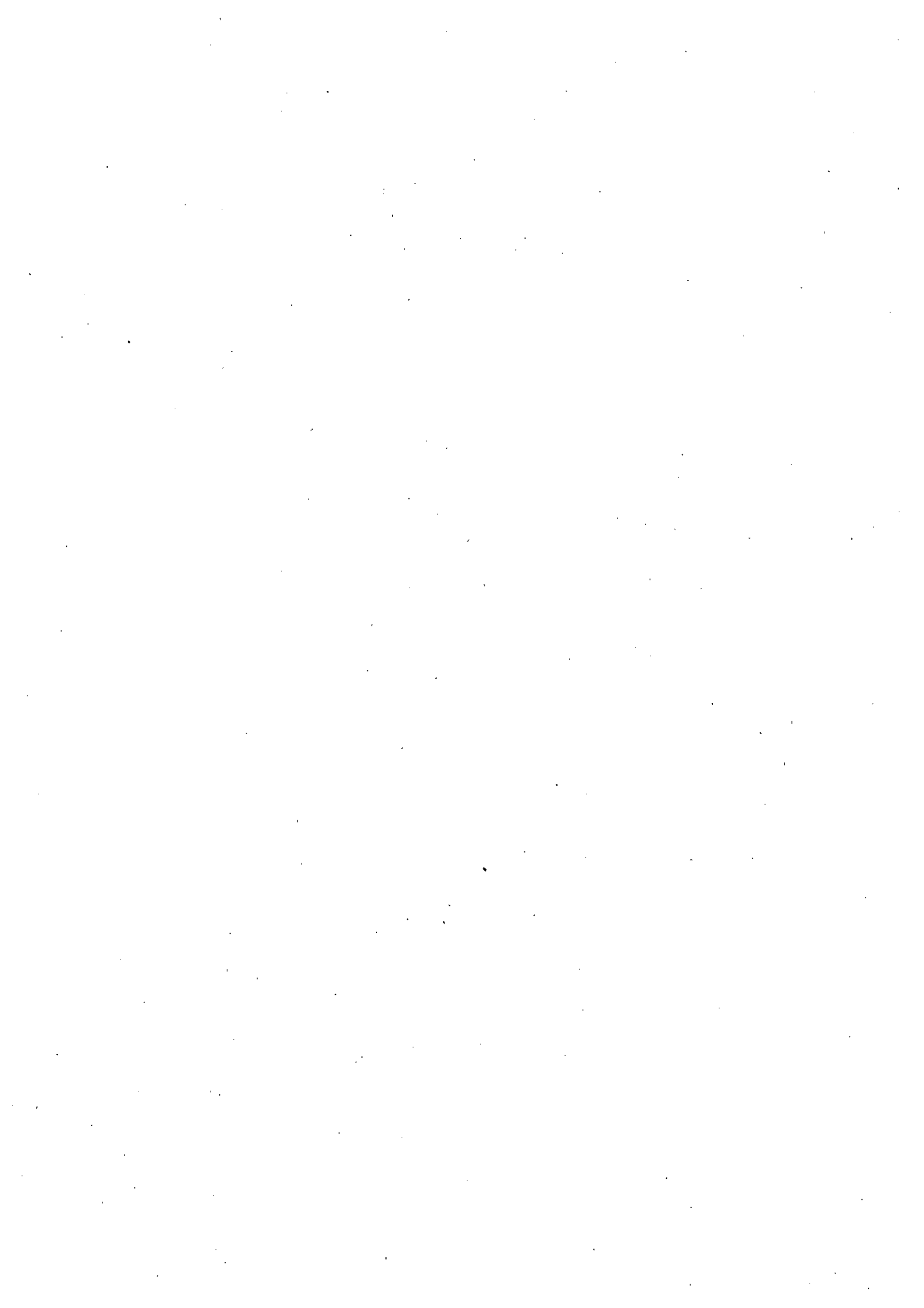
番 号	陳情第25号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項、第23項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>本年4月、公立保育所は幼保連携型認定こども園に移行しましたが、引き続き、従来から培ってきた子ども一人ひとりを大切にされた教育・保育内容を継承し、子どもたちの健やかな成長を支えていくことができるよう、より良い環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>なお、本市における公立認定こども園の民営化は、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、今後も市民ニーズの質の維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。民営化後の認定こども園では、老朽化した建物の改築のほか、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されることとなります。</p> <p>待機児童の解消に向けては、これまでに認可保育所などの創設や増改築、認定こども園の整備を進めるなど、認可施設を中心とした取り組みを行ってきました。引き続き、保育ニーズの推移などをしっかりと把握したうえで、必要な受け入れ枠の拡大を図ってまいります。</p> <p>また、認定こども園と同様、認可保育所においても、国の公定価格では、3歳児に係る保育士等の配置基準を改善できる加配があるとともに、本市独自の運営補助金においても、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善が可能となる補助項目を設けております。さらに、公定価格では、処遇改善等加算として、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、運営補助金でも公定価格に上乗せした人的加配等を可能とすることで、保育環境の充実等を図っているところです。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（教育委員会事務局学校管理部保健給食課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課、医療年金課）</p> <p>ひとり親家庭の貧困、特に母子家庭の貧困は喫緊の課題であることから、経済的な支援として平成28年8月分から児童扶養手当が増額されました。また、より良い条件の就職や転職、正規雇用への可能性を広げていくために、ひとり親家庭の父母や子の学び直しを支援する「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」や看護師資格等安定した就労に結び付く資格取得を目的とした高等職業訓練促進給付金事業などの就労支援を行っています。さらに、養育費確保のための無料弁護士相談を実施するなど、支援策の充実・強化に努めています。</p> <p>また、生活に困窮されている方に対しては、最後のセーフティネットである生活保護制度に加え、平成27年度からは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活や就労に関する相談支援を実施しているところです。</p> <p>なお、本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。学校給食法に基づき、給食で提供する食材等については、給食費として保護者から徴収を行っております。</p> <p>子どもの医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。現在、大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（商工労働部産業政策課）</p> <p>本市では、基幹産業である製造業の持続的発展を図るため、臨海部や内陸部の工業適地において、堺市ものづくり投資促進条例（平成17年4月施行の堺市企業立地促進条例を改正）により税優遇を行い、ものづくり企業などの投資誘導を図っているところです。</p> <p>同条例の認定を受けている堺ディスプレイプロダクト株式会社は、シャープ株式会社と鴻海（ホンハイ）精密工業との業務提携とあわせて、凸版印刷株式会社や大日本印刷（DNP）株式会社とも事業統合（出資）した堺市に本社を置く企業であり、今後も継続的に雇用や税収の面で本市に貢献するとともに、地域経済への波及効果も期待できる企業であると考えています。</p> <p>また、シャープ株式会社が、同社の本社所在地をグリーンフロント堺に変更したことから、堺ディスプレイプロダクト株式会社との事業連携が進むとともに、雇用機会や事業機会の拡大などにより税収の増加が見込まれ、地域経済への一層の波及効果がなお一層期待できると考えています。</p> <p>平成29年1月には、シャープ株式会社と堺ディスプレイプロダクト株式会社との共同事業による有機ELディスプレイ生産のための設備投資をはじめ、計5社に対し同条例の認定を行ったところであり、認定投資見込額の総額は約476億円、雇用見込者数は5年間で約430名の計画となっています。</p> <p>同条例の施行後、新たな企業投資の促進を図った結果、企業の投資が促進され、平成29年3月末で97件（うち51件が中小企業）を認定し、約1兆330億円の投資と約6,560人の雇用見込（累計）の誘引を行っており、そのうちグリーンフロント堺関連だけで、延べ15件約7,400億円の投資と約3,100人の雇用が発生しています。</p> <p>今後も引き続き、これまでの本条例の成果を踏まえ、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的とし、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（経営企画室）</p> <p>水道事業は公益性・公共性の極めて高い事業であり、また、水の安全安心は、市民生活及び生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については、行政が責任を負うべきであると考えています。一方、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。このようなことから、本市では、民間の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保したうえで、民間企業と連携し、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給してまいります。</p>			

番 号	陳情第25号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第27項(1)(学校管理部保健給食課)</p> <p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>また、中学生にとって必要なエネルギー量を確保し、多様な食材や調理法を適切に組み合わせた食事内容とするため、副食の内容を充実し、食材の安全性や品質の確保を行うことができるよう給食費の設定を行っております。なお、給食費は、食材の購入費としてのみ使用しております。</p> <p>利用状況につきましては、昨年度11月から3月までの全体の登録状況は約23%であり、利用率は約8%となっております。</p> <p>中学校給食の就学援助の適用につきましては、課題のひとつであると認識しております。</p> <p>第27項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>運営事業者の選定につきましては、放課後子ども総合プラン事業(堺っ子くらぶ)等においては、プロポーザルによって運営事業者を選定し実施しており、放課後児童対策事業(のびのびルーム)におきましても、プロポーザル方式による公募により運営事業者を選定し、事業を委託しております。</p> <p>なお、放課後児童対策事業(のびのびルーム)の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p>			



番 号	陳情第26号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6月22日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>本市議会においては、現在、ご指摘の政務活動費の減額は検討しておりませんが、議会の果たすべき役割が拡大する中、政務活動費は、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として交付されております。</p> <p>今後とも、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>第2項</p> <p>議員報酬の削減については、これまで議会において、議員の活動や市民への影響も考えられることから、慎重な議論が行われてきました。また、堺市特別職報酬等審議会から出された意見（平成29年3月3日）においても、本市の財政状況や他の政令指定都市との比較などにより、議員報酬の改定を行う状況ではなく、現行のまま据え置くべきとの意見も報告されていましたが、今定例会（5月定例会）において、平成29年7月1日から平成31年4月30日までの間、議員の報酬月額を2割削減するとして議員提出議案第24号「堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例」が提出されました。</p> <p>本議員提出議案については、6月13日本会議において質疑が行われた後、総務財政委員会に付託されました。6月20日総務財政委員会においては、質疑・討論が行われ、起立採決の結果、否決されました。また、6月26日本会議で最終的な採決が行われる予定であります。</p> <p>なお、平成28年度において、議員の報酬月額の引き上げは行われておりません。</p>	

番 号	陳情第26号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（企画部）</p> <p>本市では、平成28年2月に策定した堺市マスタープラン後期実施計画の推進にあたり、7つの基本政策と37の施策体系のもと、リーディングプロジェクトである「堺・3つの挑戦」をはじめ、「市民が安心、元気なまちづくり」や「都市内分権の推進」に重点的に取り組んでいます。</p> <p>今年度は、きょうだいの年齢や世帯の所得に関わらない第3子以降の保育料の無償化などにより次世代を支える子どもたちを健やかに育む「ひとづくり」や、政令指定都市・堺の玄関口である中心市街地の活性化、まちびらきから50周年を迎える泉北ニュータウンの再生などの「まちづくり」に重点的に取り組んでいます。</p> <p>今後もマスタープラン後期実施計画に位置付ける事業を着実に進めるとともに、PDCAサイクルを実践することにより、効率的かつ効果的に計画を推進してまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（人事部人事課）</p> <p>全体の奉仕者である地方公務員には、政治的中立性が求められており、地方公務員法第36条の規定により、政治的団体の結成への関与や公の選挙、投票における勧誘運動などの政治的行為について制限が課せられており、さらに、公職選挙法の規定により、公務員としての地位を利用した選挙運動などの政治的行為についても制限が課せられています。</p> <p>これを受け、本市では、職員の心構えや服務規律、綱紀保持の基本方策を定めた「綱紀保持の基本指針」と市職員として守るべき事項等を定めた「職員の心構え」を策定し、職員に周知徹底するとともに、服務に関する研修の実施や服務規律の確保に関する文書通知などを通じて服務規律の確保に取り組んでいます。</p> <p>特に選挙の際には、具体の事例を挙げ、地方公務員に課せられる政治的行為の制限等について文書通知を行うなど、周知徹底しているところです。</p> <p>今後も引き続き、様々な機会を捉えて職員への周知徹底を図り、服務規律の確保に取り組んでまいります。</p> <p>なお、職員の政治的行為を制限する条例の制定については、本市職員には地方公務員として地方公務員法や公職選挙法により政治的行為の制限が課せられており、かつ、本市では当該法令に違反し懲戒処分を行った事例が存在せず、現行の法規制に加えてさらに条例により職員の政治的行為を規制すべき事実が発生する蓋然性が低い状況にあることから、条例を制定するに足る立法事実が存在せず、その必要性は乏しいと考えています。</p> <p>第5項（人事部人事課）</p> <p>地方公務員には、地方公務員法第30条において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とする服務の根本基準が定められています。</p> <p>また、同法第32条において、「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」とする法令等の遵守義務が定められています。</p> <p>これを受け、本市では、職員の心構えや服務規律、綱紀保持の基本方策を定めた「綱紀保持の基本指針」と市職員として守るべき事項等を定めた「職員の心構え」を策定し、職員に周知徹底するとともに、服務に関する研修の実施や服務規律の確保に関する文書通知などを通じて、服務規律の確保に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も引き続き、機会あるごとに職員への周知徹底を図り、服務規律の確保に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（行政部情報化推進課）（市長公室広報部市政情報課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</p> <p>個人情報流出事案の再発防止対策については、職員の情報セキュリティ意識を高める取組みとしてeラーニングや集合研修等を実施するとともに、データを外部に持出しする際のチェックの更なる厳格化等を進めています。</p> <p>また、民生委員児童委員は、職務上知り得た要援護者の秘密を保持するよう民生委員法に定められております。本市においても法の理念のもと、民生委員児童委員への研修等を通じ、個人情報保護の対策を進めているところで、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>今後も個人情報の適正な取扱いについては、引き続き組織として厳格に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（財政部財政課）</p> <p>平成29年度一般会計当初予算における市債発行額は528億円ですが、その過半数は臨時財政対策債269億円が占めています。臨時財政対策債を除いた市債残高は、ここ数年横ばいで推移しているところです。</p> <p>臨時財政対策債は、地方交付税制度において、地方交付税の原資が不足した場合、国に代わり地方公共団体がその穴埋めに地方債を発行し、その元利償還金を、国が後年度に全額措置することとなっています。そのため、臨時財政対策債に関しては、本市の財政運営に支障をきたすものではないと考えています。</p> <p>平成28年2月に公表した中長期財政収支見込において、平成29年度から平成33年度に阪神高速道路大和川線事業や堺市民芸術文化ホール整備などの進捗による普通建設事業が集中することから、平成30年度も平成29年度と同程度の市債発行を見込んでいるものの、地方公共団体の財政の健全性を評価する法定の指標である健全化判断比率は、政令指定都市トップクラスの水準を維持する見込みです。</p> <p>今後とも市債発行について十分留意しながら、慎重な財政運営に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課） 本市では、災害時に高齢者や障害者等の要配慮者が必要とする支援が受けることができるために、地域での支援体制や福祉避難所等での避難対策を防災対策における重要な対策の一つとして進めています。また、それら取組の推進に当たっては、要配慮者をはじめ市民の皆さまに理解しやすい対策となるように努めてまいります。</p> <p>第9項（危機管理室防災課）（建設局公園緑地部公園監理課） 田園公園は、その一部が近畿大学医学部等の敷地となりますが、公園敷地として残る部分については引き続き災害時の避難場所として利用できます。現在、再整備を含め検討中であり、方針がまとまり次第市民の皆さまにお知らせいたします。</p> <p>第10項（危機管理室危機管理課）（建設局公園緑地部公園緑地整備課）（教育委員会事務局学校教育部学校指導課） 放射性セシウムを含む可能性のある腐葉土の本市施設での使用については、専門機関による分析検査の結果、健康に影響がないレベルとの報告を得ております。その後も継続して、空間放射線量率の計測を行い、その結果を本市ホームページにて公開しています。 本市HP公開ページアドレス http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bousai/daisinsai/sonota/hosyakanren/html（「防災・災害・消防」→「東日本大震災関連情報」→「その他の震災関連の情報」→「放射性物質の関連情報」）</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項、第12項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>ハート&トークセッションは、市民の皆様に本市の現状や課題をご理解いただくとともに、今後のまちづくりの方向性について一緒に議論を行うことを目的としており、市民の皆様と市長や区長が直接対話することで、様々なご意見をいただいております。</p> <p>また、各区の区民評議会では、区域内において公益的な活動に従事している区民に参画いただくほか、区域在住・在勤・在学者を対象とする委員の公募や、傍聴者に対するアンケートを実施するなど、区域の課題解決や特色に応じたまちづくりに向け、区民の皆様に参加いただきながら議論を進めております。</p> <p>今後も引き続き、ハート&トークセッションや区民評議会をはじめ、様々な取組を通じて、市民の皆様とともに本市のまちづくりを進めてまいります。</p> <p>第13項（人権部人権企画調整課・人権推進課）</p> <p>本市においては、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現をめざし、平成19年に「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行、平成27年3月には、新たな「堺市人権施策推進計画」を策定し、「人権の課題別に取り組む施策」をはじめさまざまな施策を平和と人権を尊重する視点を持って推進してまいりました。</p> <p>今後も、本計画に基づき、これまで以上に人権尊重の理念を市政全般に反映させ、市民の誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。</p> <p>LGBTなどの性的少数者の人権課題につきましても、市民向け講演会の開催や各区民まつりにおける啓発パネルの展示などを通じて市民への啓発を推進してまいります。</p> <p>第14項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>堺市区民評議会条例は、議決の際、区民評議会の有効性の検証、区民の声の反映、区域間格差が生じないよう均衡ある発展への配慮、委員の公平な選定、調査審議等の過程や答申における中立性及び公平性の担保、などが付帯決議として付されております。</p> <p>各区の区民評議会につきましては、区民の声を反映させるために、委員公募や傍聴者へのアンケートを実施するなど、付帯決議の趣旨を十分尊重するとともに、会議結果を公開することで透明性の向上も図っており、区民の皆様にとって、より身近なところで課題解決に向けた議論がなされるよう、その運営に努めているところです。</p> <p>今後も引き続き、区域の課題を区域で受けとめ、区域で課題解決が図っていけるよう、これまでの取組内容、区民評議会の果たすべき機能・役割を視点とした検証を踏まえ、区民評議会のより効果的な運営を進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	健康福祉局
件 名	行政に係る諸問題について		
<p>第15項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>健康福祉プラザは指定管理者制度によって運営しており、これらの経費は、事業運営等による収入と、市から指定管理者へ支出される指定管理料（管理運営委託料）でまかなわれております。</p> <p>本市では、指定管理者業務における目標のひとつとして、人件費を含む経費の節減にも取り組んでおります。今後も市民サービスの向上を図りながら、引き続き効率的な施設運営に取り組んでまいります。</p> <p>第16項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」については、手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話だけでなく障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することを目的として、平成29年4月から施行しております。</p> <p>広報紙や市のホームページなどで条例を広く市民に周知するとともに、条例に基づく「施策の推進方針」を策定し、公表してまいります。障害者のコミュニケーション支援のための施策をより一層推進し、障害のある人もない人も、ともに支え合いながらいきいきと暮らしていける堺市をめざして取り組んでまいります。</p> <p>第17項（長寿社会部長寿支援課・地域包括ケア推進課）</p> <p>本市では、高齢者へのネグレクト等の高齢者虐待につきましては、基幹型包括支援センターが地域包括支援センターと連携して対応しています。</p> <p>また、各校区の福祉委員会活動においては、高齢者を始めとする支援の必要な方々に対するサロン活動や訪問活動などを行い、地域における福祉活動を展開しているところです。</p> <p>更に、地域住民と協力事業所、行政が連携して「高齢者見守りネットワーク事業」を実施しています。</p> <p>そして、認知症の方などが徘徊して行方不明になった場合に早期発見するための「堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業」の実施や、認知症を正しく理解するための「認知症サポーター」の養成、認知症の方や家族等が憩える場の「堺ぬくもりカフェ（認知症カフェ）」の設置など、認知症施策を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう取組を進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（子ども青少年育成部子ども企画課）（健康福祉局生活福祉部医療年金課）</p> <p>堺市では、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、妊娠から出産、子育て期に至る切れ目のない支援の充実に取り組んでいます。子ども食堂に関しましては、今年度から子ども食堂を実施する団体に対する開設経費補助を行うとともに、それらの実施団体が継続して取り組むことができるようネットワークを構築し支援してまいります。</p> <p>子どもの医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。現在、大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>限られた財源を最大限に活用し、これらの取組を進めるとともに、子どもの貧困につきましては、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代間で連鎖することのない社会の構築に向け、今後も引き続き、関係部局が密接に連携して取り組んでまいります。</p> <p>第19項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>虐待行為は明確な基準違反であり、また、障害児の心身に与える影響は多大であるため、毎年全事業者に対する集団指導や、毎月新たに指定を受ける事業者に対する指定時研修において、虐待防止をはじめ適正な事業運営について指導しています。また、利用者や関係機関からの苦情や情報提供があれば、随時、育成指導として事業所を訪問するなど、適切な運営を行うよう指導しています。</p> <p>事業所内虐待は、支援力の低さが起因となることも多いため、本市では、障害児支援事業者研修や「あい・さかい・サポーター養成研修」を実施するとともに、国の策定した放課後等デイサービスガイドラインに基づき、市独自に作成した『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』を提出させ、市ホームページで公表するなど、事業所職員の支援力の向上及び事業所の質の向上を図っています。</p> <p>今後も、事業所に対する指導を徹底してまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（環境保全部環境共生課）（建設局公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>本市域には、南部丘陵、臨海部を始めとしたさまざまな自然と生態系があります。</p> <p>本市ではこれらの貴重な生物多様性を保全するため、「生物多様性・堺戦略」を平成25年3月に策定しており、同戦略に基づき、小学校での生き物調査やイベントによる啓発等各種施策を総合的に推進しています。</p> <p>また、平成28年3月には市民参加型の生物多様性Webサイト「堺いきもの情報館」を立ち上げており、生物多様性に関する様々な情報を発信し、生物多様性の認知度の向上と市民・団体の活動促進を行っています。</p> <p>今後とも当情報館の活用や各種施策の推進により、生物多様性の保全に向けた取組を進めるとともに、南部丘陵に位置する堺自然ふれあいの森におきましても、今後も当該施設管理者と連携して、市民が生き物と触れ合うことができる各種イベント等の取組を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（商工労働部雇用推進課）</p> <p>本市では、事業所に対する雇用対策として、若年者や女性の雇用について、さかいJOBステーションの「企業人材マッチングプラザ」を通じて、求人企業情報の提供や求人企業と求職者との交流イベント、市内産業や市内事業所の魅力発信、合同企業面接会・説明会の開催、職場定着支援などを行っております。</p> <p>なお、障害者雇用の促進及び就業の安定に関しては、市内中小企業における障害者雇用を促進し経営の安定を図るため、事業主等を対象としたセミナーや、障害者のための就職面接会を開催するとともに堺市障害者雇用貢献企業認定制度を設けております。</p> <p>また、事業所への雇用支援に加え、さかいJOBステーションにおいて、若年者・女性を対象に、また堺市地域就労支援センターにおいて、障害者等、働く意欲・希望がありながら、様々な要因のため就労できない就職困難者等を対象に就職支援を行うとともに、ハローワーク堺や労働基準監督署等の関係機関をはじめ、庁内関係課とも連携し、各種就労支援施策に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、メールマガジンや啓発冊子による労働関係各種法令の周知や情報提供を行うとともに、若年者や女性、障害者等誰もが働きやすい職場環境の整備と、就職に向けた支援が必要な人の就労・自立に繋がるような就労支援に、積極的に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）</p> <p>本市では、基幹産業である製造業の持続的発展を図るため、臨海部や内陸部の工業適地において、堺市ものづくり投資促進条例により税優遇を行い、ものづくり企業などの投資誘導を図っているところです。</p> <p>堺市ものづくり投資促進条例をはじめとする企業立地に関する優遇制度については、本市ホームページや企業立地ガイドに掲載しているほか、事業者向けの施策説明会の実施等を通じて、広く制度の周知に努めているところであり、引き続き様々な機会を捉えて周知を図ってまいります。</p> <p>また、中百舌鳥地域には、中小企業の経営を幅広くサポートする公益財団法人堺市産業振興センター、株式会社さかい新事業創造センター（S-Cube）、堺商工会議所、株式会社日本政策金融公庫堺支店が立地し、各支援機関が相互に連携しながら、各事業者の企業規模や事業内容に応じて役割分担のもと、きめ細かな経営サポートを実施しています。</p> <p>堺市産業振興センターでは、金融支援のほか、伝統産業や金属加工業などの中小製造業を中心に販路開拓支援や企業ヒアリングを通じた各種経営サポート等を行っています。堺商工会議所では、これから開業しようとする方や開業間もない方向けの窓口相談等、小規模事業者の方にもお使いいただきやすい経営サポートを行っており、S-Cubeでは、創業者向けの経営サポートを行っています。さらに、日本政策金融公庫堺支店では、新たに開業される方や小規模事業者への融資において大きな役割を果たしています。</p> <p>本市といたしましては、引き続き各支援機関と連携し、適宜情報交換しながら、各事業者に適した経営サポートを行ってまいります。</p> <p>第23項（農政部農水産課）</p> <p>本市では、食育の推進や安全安心な堺産農産物の供給、市民が農業にふれあう機会の拡大などを通じて、農業が都市と共生しながら市民の豊かな暮らしに貢献するとともに、農空間がその機能を活かしてまちの景観形成、防災などの面から都市の環境を支えていくことが重要であると考えています。</p> <p>また、本市の農業を成長産業と捉え、担い手と市内企業との連携、地域資源の活用を進めながら”美しい農産物”と”おいしい食”を広め、堺の活力と堺ブランドの向上を図ることで地域の経済に貢献できると考えています。</p> <p>このような市民の暮らしを豊かにする、都市の環境を支える、地域経済に貢献するという3つの視点は、平成29年3月に策定した『堺市農業振興ビジョン』に掲げた本市の農業の将来像でもありますことから、引き続き市内の農業者の皆さまや関係機関と協力、連携しながら、堺市農業振興ビジョンに掲げる諸施策の推進に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（交通部交通政策課）</p> <p>泉北高速鉄道につきましては、これまで、泉北高速鉄道と南海高野線を乗り継いで利用される場合、それぞれ初乗り運賃が適用されることから、市民の方からも、割高との声を頂いてきたところです。</p> <p>平成26年7月、大阪府都市開発株式会社の株式譲渡により新会社として泉北高速鉄道株式会社が設立され、翌年3月には泉北高速鉄道と南海高野線との乗継運賃の割引が20円から100円へと80円拡大されるとともに、泉北高速鉄道区間内の通学定期の割引率についても60%から70%へと拡大され、実質25%の値下げが実施されたところです。</p> <p>加えて、泉北高速鉄道と南海高野線の乗継運賃の割引が通学定期には適用されていないことから、本市において、両線を乗り継いで通学されている市民の方の負担軽減を図ることを目的に、平成29年1月から、1か月あたり1,440円の補助を開始しています。</p> <p>阪堺線につきましては、市民の皆さまが安全で快適に移動しやすく、また環境にもやさしい交通体系の構築を本市がめざす中で、寄附金や国の補助金も活用しながら、平成22年度から10年間にわたる支援を実施しているところです。</p> <p>また、阪堺線活性化推進懇話会において支援の効果検証等を実施し、利用者数の増加や収支改善に加え、市民との協働や観光施策等との連携により、多岐に渡る波及効果も表れていることとお示したところです。</p> <p>引き続き、事業者の努力を促しつつ、さらなる効果の波及及び早期の阪堺線堺市内区間の自立・再生をめざしてまいります。</p> <p>第25項（住宅部住宅まちづくり課）</p> <p>本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、「堺市空家等対策計画」を平成29年3月に策定しました。</p> <p>同計画に基づき、庁内において組織横断的な連携体制を構築し、建築・不動産・法律など様々な専門分野の庁外関係諸団体との連携を図りつつ、所有者相談窓口の設置、空家の発生予防、活用促進、管理不全空家等の対策などに取り組んでまいります。</p> <p>また、今年度から住宅専門家相談事業を拡充し、空家関係（利活用、相続等）の相談にも対応できるように体制整備を行い、広報などで本事業の周知を図っているところです。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>本市では、区域間のバランスや公園ごとの役割に配慮しながら、重点的に整備する公園を定め、地域のニーズを踏まえて計画的に事業を進めています。</p> <p>とりわけ、都市公園面積の少ない中区では、「堺市緑の基本計画」において、原池公園を重点的に整備する公園と位置付けております。</p> <p>原池公園は、都市計画決定面積約17.5haで、第1期・第2期整備により合計約7.4ha開設している運動公園です。未開設となっている約10.1haの第3期整備エリアでは、約2haの野球場と広場・園路整備など約8.1haの公園整備を計画しております。</p> <p>原池公園の第3期整備では、高校野球夏季予選大会等の試合などが行える本格的な野球場の整備とともに、高齢者の健康維持や子どもの健全な発達に繋がる多目的グラウンド、複合遊具などを整備します。これにより、健康・レクリエーション機能の充実や、災害時には広域避難地としての防災機能が発揮できる安全・安心な公園づくりを図りたいと考えております。</p> <p>本市中央部に位置する運動公園として多くの市民に利用して頂けるよう事業を進めてまいりますので、ご理解頂きますようお願いいたします。</p> <p>第27項（自転車まちづくり部自転車企画推進課・自転車環境整備課）</p> <p>本市における自転車関連事故件数は減少傾向にありますが、平成28年には1,088件発生しており、同事故のより一層の削減が求められているところです。</p> <p>本市では、平成25年6月に「堺市自転車利用環境計画」を策定し、自転車の安全利用や利用促進等を図る様々な施策を推進しております。</p> <p>なかでも、歩行者の安全確保及び自転車利用者の安全にも配慮した自転車通行環境（自転車道、自転車レーン等）の整備を進めており、平成21年から平成29年3月末までに約33kmを整備しました。</p> <p>また、交通ルールの遵守及びマナーの向上を図り、安全に安心して、かつ、快適に自転車を利用することができるまちづくりを市民共通の願いとして進めるため、「堺市自転車のまちづくり推進条例」を平成26年10月に施行しました。</p> <p>現在、この条例の趣旨に基づき、幼児から高齢者にわたる幅広い年齢層を対象にした交通安全教育の実施や、警察や地域、関係団体・機関と協働して、街頭キャンペーンをはじめとした自転車の安全利用促進の普及・啓発を行っています。</p> <p>さらに、自転車リーダー養成講座の開設や、自転車ヘルメットの着用促進を目的とした自転車ヘルメット購入補助事業などを実施することにより、自転車関連事故の抑止に向け、積極的に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p data-bbox="236 477 528 510">第28項（経営企画室）</p> <p data-bbox="236 517 1417 595">本市では、給水タンク車を7台、車載用給水タンクを20台保有し、緊急時の応急給水活動を実施しています。</p> <p data-bbox="236 602 1417 725">なお、地震等の大規模災害が発生した場合には、全国の水道事業者で構成される公益社団法人日本水道協会による支援や政令指定都市間における相互応援協定により、全国の市町村から給水タンク車等の支援を受けて給水活動を行うこととしています。</p> <p data-bbox="236 732 1417 855">さらに、周辺4市（高石市、松原市、大阪狭山市、富田林市）と災害時等相互応援に関する協定を締結し、大規模な事故や災害等が発生した際には相互に連携協力する体制を築いています。</p> <p data-bbox="236 862 1417 985">また、水道管路についてはアセットマネジメント手法（資産の効率的な維持管理と計画的な投資を進めるための資産管理手法）を導入し、効率的な維持管理と計画的な更新を行うことで、施設の健全化を図っています。</p> <p data-bbox="236 992 1417 1115">管路の効率的な維持管理については、経年劣化による漏水などのリスクを防ぐため、漏水調査、水管橋の点検業務等を実施する計画としており、水道ビジョン計画期間中（平成28～37年度）の10年間で約4.5億円を見込んでいます。</p> <p data-bbox="236 1122 1417 1245">また、管路の計画的な更新については、経年劣化した水道管を耐震型管で更新することで管路の耐震化を図り、上記水道ビジョン期間中で約260kmを更新する計画としており、事業費として約560億円を見込んでいます。</p> <p data-bbox="264 1252 1302 1285">これらの事業に取り組むことにより、安全安心な水を安定的に供給してまいります。</p> <p data-bbox="236 1328 528 1361">第29項（経営企画室）</p> <p data-bbox="236 1368 1417 1532">本市の水道事業においては、管路の経年化による漏水などのリスクを防ぐため、アセットマネジメント手法（資産の効率的な維持管理と計画的な投資を進めるための資産管理手法）を導入し、中長期的な投資計画に基づく施設や管路の更新と、中長期的な財政見通しの試算を行っています。</p> <p data-bbox="236 1538 1417 1702">この試算では、水道ビジョンの計画期間中（平成28～37年度）においては、現行の水道料金を維持しても、安定した経営ができることが確認できています。平成38年度以降については、料金収入や企業債の利率などの不確定要素もあるため、その時々々の経営状況を見据えたうえで、適切な料金水準となるよう、判断をしております。</p>			

番 号	陳情第26号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第30項（総務部教育政策課）</p> <p>本市では、区役所と教育委員会事務局が連携し、学校教育を取り巻く環境の整備を推進することで、地域全体で子どもの成長を支え、区域の教育力の向上及び健全育成の充実を図るため、平成27年4月から全区に区教育・健全育成会議を設置しております。</p> <p>各区の会議では家庭・地域における教育・健全育成に向けた取組について調査・審議し、提言に基づいて、各区の特色や実情に応じた施策事業に取り組んでおります。</p> <p>第31項（学校管理部保健給食課）</p> <p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。実施に当たっては、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、衛生管理や安全管理に努めております。</p> <p>また、中学生にとって必要なエネルギー量を確保し、多様な食材や調理法を適切に組み合わせた食事内容とするため、副食の内容を充実し、食材の安全性や品質の確保にも努めております。</p> <p>第32項（学校教育部生徒指導課・教職員人事部教職員人事課）</p> <p>暴力行為につきましては、各学校において、校長のリーダーシップの下、全教職員が組織的に取り組む生徒指導体制を構築し、学校のチーム力を発揮して対応しております。</p> <p>学校は、暴力行為の未然防止を図り、教員の指導力向上に努め、児童生徒の居場所と出番のある授業づくりや、互いを認め合い、支え合う集団づくりを通して、自尊感情の高揚及び規範意識の育成に取り組んでおります。</p> <p>教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、指導主事や警察・校長OBの危機管理アドバイザーの学校への派遣などの支援のほか、必要に応じて関係機関と連携するなど、暴力行為の減少に向けた取組を展開し、全ての児童生徒が安全で安心して学べる学校づくりを推進してまいります。</p> <p>また、教職員の不祥事は、児童生徒はもちろんのこと、保護者や市民の教育に対する信頼を著しく失墜させるものです。引き続き、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保の一層の徹底に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項 (企画部)</p> <p>統合型リゾート (IR) を推進するいわゆる「IR推進法」が昨年末に成立し、現在政府において、IR推進にあたり必要な法制上の措置を定めたIR実施法案の策定や、ギャンブル依存症対策への取組が進められているところです。</p> <p>大阪府・大阪市でも、外部有識者や経済界からなるIR推進会議において、IRについての基本的な考え方、施設計画の大枠とともに、ギャンブル依存症等の懸念事項に対する取組みの方向性などを明らかにするため、「大阪IR基本構想 (案)」の検討が行われています。</p> <p>本市としましては、国における関係法令の制定状況や大阪府・大阪市のIR誘致に関する動向を見ながら、状況に応じて情報や意見の交換をしてみたいと考えております。</p> <p>第2項 (ニュータウン地域再生室) (健康福祉局健康部健康医療推進課)</p> <p>近畿大学の再編構想では、泉ヶ丘駅前での医学部及び附属病院の開設に伴い、現在の近畿大学医学部堺病院は「閉院の予定」とされており、詳細については近畿大学から「現時点では決まっていない」と聞いております。</p> <p>近畿大学医学部等を設置する予定の区域は、府営三原台第1住宅及び泉ヶ丘プールを含む田園公園等の一部とするとしております。その範囲については決まっておりませんが、田園公園の減少分については別途公園機能を確保する方向で現在検討中であり、公園敷地として残る部分と併せて方針が決まり次第、市民の皆様にお知らせします。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（行政部総務課）</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行っており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、自治会での回覧については、募集内容を市民に広く周知するため、自衛隊大阪地方協力本部からの依頼により、堺市自治連合協議会へ協力を求めているものです。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（財政部財政課・税務部税政課）</p> <p>消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に基づき、平成26年4月から消費税率が8%（地方消費税率は1.7%）に引き上げられました。また、消費税率10%への引上げ時期については、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期となりました。</p> <p>消費税の税率引上げによる増収分は、社会保障・税一体改革により、すべて子育て、医療、介護、年金などの社会保障のための財源となります。</p> <p>地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から意見を申し入れるべき内容ではないと考えております。</p> <p>また、平成26年4月にまずは8%とされた消費税率引上げの目的は、我が国全体で問題となっている、少子高齢化に伴い増加が続く社会保障に関する国やすべての地方公共団体の負担増に対応するためです。</p> <p>これは、国及び地方公共団体において安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための、社会保障制度改革について基本的な考え方が定められている社会保障制度改革推進法においても、「国民が広く受益する社会保障に係る経費をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用にかかる国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされているところです。</p> <p>このような税と社会保障の一体改革により、消費税率の引上げによる増収分の全てを社会保障の財源とすることで、「社会保障の充実」と「安定化」を進めるものです。</p> <p>国における取組に加え、すべての地方公共団体においては、増収分を生活保護扶助費や障害者自立支援給付費など増加する既存の社会保障経費に充てるとともに、認定こども園への移行促進をはじめとした子ども・子育て支援新制度や、地域包括ケアシステムの構築、難病・小児慢性特定疾病への対応など、国が新たに充実を図った社会保障施策の地方負担分に充てるとされています。</p> <p>このように、消費税率の引上げは、国と地方全体において増加している既存の社会保障経費への対応や、国が進める社会保障の充実への取組など、中長期的に安定した社会保障制度の構築のために実施されたものです。</p> <p>本市においても、引き続き、この趣旨に沿って市民が安心して住み続けることができるまちづくりを進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 5 項①（危機管理室危機管理課）</p> <p>市民の生命と財産を守る基礎自治体として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 5 号）等に定める規制基準のもと、厳格な審査や事業者に対する適切な指導等、原子力発電所の安全確保について、必要に応じ関西広域連合を通して政府に申し入れを行っております。</p> <p>最近では、平成 2 7 年 1 2 月に、原子力発電所再稼働の包括的な制度の枠組みを整備することや、原子力安全協定の対象自治体の範囲や基本的な内容の基準を定めること、住民避難等緊急時対応の実効性を確保すること、使用済み核燃料の処理や廃炉に向けた対策を行うこと、原子力政策について住民や近接自治体等の疑問や意見に対し丁寧に対応することなどの要請を国に行ったところです。</p> <p>また、本年 4 月、関西電力高浜発電所の再稼働にあたり、関西電力株式会社に対して万全の安全対策を講じるよう申し入れを行うとともに、国に対しても原子力発電所の安全性向上と徹底した情報公開について、不断の検証に基づき事業者への指導・監督を強化することを強く求めるなど、高浜発電所の安全確保に関する要請を行っています。</p> <p>第 5 項②（危機管理室危機管理課）</p> <p>原発事故発生時など緊急時の対応につきましては、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成 2 8 年 3 月 1 日部分改正）や関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（平成 2 5 年 6 月改定）、「大阪府地域防災計画（原子力災害対策）」（平成 2 6 年修正）等に基づき、本市も「堺市地域防災計画」に放射線災害応急対策として定めており、国や府、関西広域連合等の防災関係機関、原子力事業者、報道機関等と連携し、原子力災害の状況や医療機関、交通規制、避難経路等の情報を、速やかに、正確でわかりやすく市民の皆さまへ提供してまいります。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（人権部人権推進課）</p> <p>本市では、「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、これまでも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。</p> <p>今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市非核平和施策の趣旨に沿った取組について、後援や協力を行っております。</p> <p>平成28年度には、平和を啓発するイベントに対する後援、平和を訴える行進やマラソンの受入れなどの協力をいたしました。</p> <p>第7項（人権部人権推進課）</p> <p>平成27年に平和安全法制関連2法が成立しましたが、国においては、さらに同法の国民への理解を得るための取組がなされているところです。</p> <p>そのような中、今も同法について、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、同法の是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p> <p>第9項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常的に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成29年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成28年度に比べて1人当たり平均保険料を547円/年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は8年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計16,134円/年の引き下げとなりました。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p> <p>また、改正国民健康保険法に基づいて、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る事になっています。</p> <p>しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めるとされています。</p> <p>第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、国の制度改革に伴い、負担割合が21%から22%に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などにより、基準額を増額改定しました。</p> <p>本市としましては、第5期に引き続き、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めているところです。</p> <p>なお、平成27年4月から消費税増収分を財源とした公費投入により、保険料段階が第1段階の方を対象に保険料基準額に対する割合を0.05引き下げ、0.45としました。</p> <p>第11項（生活福祉部医療年金課）</p> <p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（健康部健康医療推進課）</p> <p>本市では、がんを早期に発見し女性の健康保持を図るため、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しております。</p> <p>この指針において、子宮がん検診及び乳がん検診は、2年に1回行うものと示されております。ただし、受診機会の確保としまして、対象年齢である偶数年齢時に受診できなかった方に対しましては、奇数年齢時に受診できる制度も設けておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>また、平成29年度のがん検診の無料クーポン券については、国のがん検診推進事業等を活用し、新たに20歳となった方へ子宮がん検診、新たに40歳となった方へ乳がん検診の無料クーポン券を送付する予定でございます。</p> <p>今後とも市民の皆様へ検診の制度を知っていただくとともに、検診受診の動機付けとなるよう取り組むとともに、他の自治体等の取り組みも参考に受診率向上対策の検討を重ねてまいります。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>本市におきましては、平成16年度から国の補助事業に基づき、特定不妊治療費助成事業を実施しております。</p> <p>国において、平成25年に不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討がなされ、2年間の経過措置を経て、平成28年度からは、初回治療開始時点での妻の年齢が40歳未満の場合は通算助成回数が6回、40歳以上の場合は3回までとなり、43歳以降で開始した治療に関しては助成対象外となるなど、制度が変更となりました。</p> <p>これらの制度変更については、医学的見地やこれまでの助成制度の利用状況などから、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢及び特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢に必要な治療が受けられ、より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、不妊に悩む方々に対する公的支援として検討されたものであり、ご理解の程お願いいたします。</p> <p>また、国の緊急対策により、平成28年1月20日以降に終了した初回の治療に限り30万円まで助成額を拡充したことに加え、特定不妊治療に至る過程における精子を採取するための手術についても15万円まで拡充しております。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（環境都市推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、再生可能エネルギーを中心とする地域エネルギー自給率の向上をめざした「堺市地域エネルギー施策方針」を平成25年11月に策定しています。</p> <p>この施策方針に基づき、基礎自治体として実施可能で、地球温暖化対策に資する、供給側のみならず需要側の視点に立った省エネ、創エネ、蓄エネの取組を推進しているところです。また、推進の状況について、「堺の環境」に掲載するとともに、市ホームページ等で公開しています。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（商工労働部産業政策課・雇用推進課・農政部農水産課）</p> <p>国においては、平成25年7月にTPP交渉に参加して以来、参加各国と議論を重ね、平成28年2月にTPP協定が署名されました。</p> <p>国では中堅・中小企業の新たな市場開拓等の支援や、農林水産業の体質強化及び重要品目を中心とした経営安定・安定供給のための備え等に取り組むとしています。</p> <p>TPPにより、輸出相手国の貿易手続や、ビジネスマンの入国・滞在手続が迅速化・簡素化され、投資ルールが整備されることで、大企業のみならず、優れた技術を有する中小企業も海外市場に進出することが容易になると考えられています。また、輸出相手国の関税が撤廃され、貿易手続が簡素化されることで、日本の優れた工業製品などを輸出しやすくなり、その結果として、国内の雇用や収入にも好影響を与えることが期待されています。さらに、世界的に評価の高い日本の高品質の農林水産物も海外に輸出しやすくなるとも考えられています。</p> <p>今後も、国と連携し、このようなTPPがもたらすチャンスを市内企業が有効に活用し、海外へのビジネス拡大とともに国内の雇用増等につながるよう取り組むとともに、農商工連携等によって本市農業の活性化や新たな付加価値の創造等も促してまいりたいと考えております。</p> <p>また、今後、新たな海外との取引のルール等が定められた場合、事業者等におかれては、何らかの影響を受けることも考えられます。今後も、内外の情勢等を踏まえ、国の法規則等の動向を注視しつつ、事業活動等に支障をもたらさないように必要な対策をとってまいります。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（経営企画室）</p> <p>本市の水道料金につきましては、直近で、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり引き下げを実施しています。本市の給水人口は平成23年度をピークに減少傾向に転じ、料金収入も減少傾向になっており、今後も減少傾向は続くものと予測しています。今後、上町断層帯地震等を想定した施設耐震化及び経年劣化施設の更新など、水道の安定供給に向けた取組も必要となることから、現時点において更なる引下げを実施することは難しいと考えております。</p> <p>一方、下水道使用料については、中期計画に基づき安全安心なライフラインの確保を着実に進めるとともに、下水道事業における経営改革の取組によって、中期計画期間内（平成32年度まで）での経営の健全性が確保できる目途が立ったため、平成29年10月検針分から下水道使用料の基本使用料を50円引き下げさせていただきます。</p> <p>今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用いただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（学校管理部保健給食課） 本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。 実施に当たっては、これまでの小学校給食と同様に、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、衛生管理及び安全管理に努めております。</p> <p>第18項（学校教育部学校指導課） 卒業式、入学式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則って適切に実施するように指導しております。</p> <p>第19項（教職員人事部教職員人事課） 権限移譲に伴い、平成29年度から本市では、小学校3年生から6年生までの38人を超える学年に対して教員の加配措置を行い、学校が、児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを選択できる「堺型少人数教育」を実施しております。 本市といたしましては、「堺型少人数教育」の効果検証を行うとともに、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望してまいります。</p> <p>第20項（総務部学務課） 就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。 これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しております。 今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。 なお、支給の時期につきましては、申請年度の所得が確定する6月以降に認否決定を行うため、7月・12月・3月に支給しているところであり、入学用品費につきましては、できるだけ早期に支給するよう努めております。</p> <p>第21項（教職員人事部教職員人事課） 権限移譲により、本市で平成29年度実施の教職員の人事評価制度におきましては、人事評価に直結するような形での授業アンケートは行わないこととしております。</p>			

番 号	陳情第27号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（中央図書館総務課）</p> <p>図書館では、乳幼児から高齢者まで様々なライフステージに応じたサービスの充実などのソフト面や安心・安全で快適な読書環境の整備などのハード面について、堺市立図書館協議会にて議論していただき、平成29年3月に「今後の中央図書館のあり方について」の答申をいただいたところです。</p> <p>今後、答申を踏まえ、政令指定都市にふさわしい図書館のあり方について、各区の図書館と5分館の利便性の向上も含め、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>第23項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定し、運営を行っております。当該事業の運営管理業務におきましては、堺市の条例及び国の「放課後児童クラブ運営指針」の基本的な事項を踏まえることを明記した業務仕様書により、その趣旨に則って実施しているところです。</p> <p>運営事業者の選定につきまして、放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）等においては、プロポーザルによって運営事業者を選定し実施しており、放課後児童対策事業（のびのびルーム）におきましても、プロポーザル方式による公募により運営事業者を選定し、事業を委託しております。</p> <p>なお、本市においては、学校施設などの既存資源を有効に活用しながら放課後児童対策事業を展開しており、児童館の設置は予定しておりません。</p> <p>第24項（学校教育部学校指導課）</p> <p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市におきましても参加をしているところです。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（行政部情報化推進課）</p> <p>マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として導入されました。</p> <p>本市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」という。）第9条の規定に基づき、平成28年1月から社会保障・税・災害対策に係る事務でマイナンバーを利用しており、平成29年7月以降は、申請等の手続き時に必要な添付書類の簡素化に向け、国や他の地方公共団体等との情報連携が試行されます。</p> <p>さらに、本人や家族が受けられる行政からのサービス情報のお知らせを、パソコンなどから受取ることも可能となるなど市民の利便性の向上が図られます。</p> <p>また、マイナンバー法やマイナンバーを利用する各事務制度の根拠法の政省令などにより、各窓口で提出される申告書や届出書等の書類にマイナンバー・法人番号を記載することが義務付けられる手続きにおいても、記載されないことにより申告書を不受理とすることは法令等に定められていません。窓口での対応としましては、申請書などにマイナンバーを記載することが各制度における法的な義務がある場合においてはその旨を説明し、記載を求めます。それでも記載がない場合は、マイナンバー法第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などによりマイナンバーを確認します。</p> <p>なお、マイナンバーが必要のない申請書等に、マイナンバー欄を設けることはありません。</p> <p>第2項（人事部人事課・人材開発課）（財政局契約部調達課）</p> <p>日本国憲法には、公務員は全体の奉仕者であると規定されています。堺市職員としてこのことを念頭に市政や業務にあたることは当然のことであると認識しており、公務員倫理研修を通じてその徹底を図っています。さらに、憲法に定める国民の権利や義務を十分に踏まえたうえで、日々の業務にあたるよう法律研修や人権研修等も実施しています。</p> <p>そうした上で、万が一、職員による法令等の違反や逸脱が生じた場合には、その内容や程度、状況などを確認した上で、当該職員に対し地方公務員法に基づく懲戒処分や上司職員からの指導などを行うとともに、職務が適切に執行されるよう再発防止策を徹底することとしています。</p> <p>今後も引き続き職員研修の充実により、日本国憲法への理解を深め、市政や業務に活かすとともに、職員の適正な服務規律の確保に努めてまいります。</p> <p>また、受託者に対しましても、業務委託契約書のなかで、日本国の法令遵守を規定しているとおり、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ってまいります。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（税務部市民税管理課）</p> <p>マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野について、横断的な共通の番号を利用することで、効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために導入されました。</p> <p>平成29年度からの住民税特別徴収税額通知書への個人番号の記載については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）や地方税法の規定により定められており、本市も法令にのっとって事務を進める必要があることから、個人番号を記載して通知書を送付することとしております。</p> <p>なお、平成29年5月18日付け、総務省通知「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）へのマイナンバー記載について」では、「地方税法及び地方税法施行規則の規定では、マイナンバーを不記載や一部不記載（アスタリスクを含む。）とすることは認められていない」と明記されています。</p> <p>個人番号利用事務実施者である市区町村は、番号法第12条に基づき、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号の適切な管理のため、必要な措置を講じることとされていますので、本市も、必要な安全管理措置を行い、個人番号の適切かつ慎重な取り扱いを行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（契約部契約課）（建築都市局建築部建築監理課）（建設局土木部土木監理課）（上下水道局総務部経理課）</p> <p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件において、規模や難易度等によっては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。</p> <p>このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、建設業の地産地消という目的を充足することができるものと考えます。</p> <p>今後も、小規模企業振興基本法の趣旨に則り、引き続きよりよい制度の運用に努めていきます。</p> <p>次に、予定価格250万円超の建設工事におけるダンピング対策ですが、本市では、国等のモデルに準拠した最低制限価格及び調査基準価格を設定し、ダンピング受注の防止を図っています。</p> <p>また、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内業者へ発注するよう、また、適正価格で契約するように文書で依頼を行っています。</p> <p>さらに、元請業者から市内業者への下請と資材発注を促進するため、総合評価落札方式の評価項目として「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内中小企業の保護・育成に努めているところです。</p> <p>なお、下請契約についての独自のダンピング判断基準はありません。これは、国等においても下請契約におけるダンピング判断基準を設けていないためであり、今後とも、国等の動向を注視してまいります。</p> <p>第5項（税務部税政課）</p> <p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>所得税は国税であり、所得税法の改正については、その要否を含め、国（政府・国会）において審議決定されるべき事柄であって、本市から要望すべき内容ではないと考えております。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（税務部税政課）</p> <p>申請に基づく地方税の換価の猶予制度については、平成27年度税制改正において、前年度に改正された国税の見直しと同様、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から設けられました。また、その際、一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされました。</p> <p>この改正に伴い、申請に基づく換価の猶予に関する申請手続等の規定、担保を徴取しない場合の基準等について、堺市市税条例に規定しています（平成28年4月1日施行）。</p> <p>堺市市税条例への規定に当たっては、国税の見直しに準じ、担保を徴取しない場合の基準額を税額100万円以下（地方税法の改正前は税額50万円以下）とするなど、納税者の方への一定の負担軽減を行っております。なお、市税の滞納がある場合や過去3年以内に滞納処分を受けている場合等には、換価の猶予を受けることはできません。</p> <p>また、納税者の方には、納付相談の際に、状況に応じて制度の案内・説明を行っているところですが、申請による換価の猶予を受けることができない場合には、職権による換価の猶予やより簡便な分割納付等を活用し、丁寧な徴収に努めているところです。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p data-bbox="236 465 699 499">第7項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p data-bbox="236 510 1423 629">国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行にあたっては機械的な一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p data-bbox="236 680 699 714">第8項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p data-bbox="236 725 1423 927">平成30年度からの国民健康保険広域化に向けては、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば府内どこに住んでいても同じ保険料額という負担の公平性を実現する趣旨から、保険料率や保険料・一部負担金の減免基準を原則統一することをめざして、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議において協議が進められており、本市も同会議に設置されたワーキンググループ等で意見を述べているところです。</p> <p data-bbox="236 938 1423 1099">平成30年度以降の保険料率については、都道府県が公表する標準保険料率に基づいて、各市町村が定めることとなります。各市町村は、標準保険料率と同じ保険料率を定めて賦課徴収すれば、都道府県に納めることになる事業費納付金を賄うことができることとなります。大阪府が示す標準保険料率がどのような水準になるかは現段階では未確定です。</p> <p data-bbox="236 1111 1423 1272">なお、平成30年度以降は原則として保険料引き下げのための基金繰入れ等が認められませんが、被保険者への影響を踏まえて一定の激変緩和期間が設けられる見込みであり、当該期間中は、基金残高の状況を見据えながら段階的かつ慎重に繰入れを行うなど、急激な負担増が生じることのないよう対応してまいりたいと考えています。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）</p> <p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>本市では、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>よって、市内事業所の悉皆調査は、現在のところ予定しておりませんが、今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、産業振興施策の構築及び推進に努めてまいります。</p> <p>また、小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスタープラン（平成23年3月策定）」に施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン（平成26年3月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>今後も、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>第10項（商工労働部ものづくり支援課）</p> <p>本市では、事業者向けの支援策をまとめた冊子の発行、ポータルサイトの設置、メールマガジン、支援施策説明会の開催等を通じて施策の周知を図っています。また、各種相談や企業訪問を通じて各事業者に適した施策を紹介し、活用しに際しわかりやすい説明に努めております。市民参加の委員会は設置していませんが、相談・ヒアリング内容から、事業者の経営実態や要望等を把握し、施策への反映・支援の充実を図っているところです。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（商工労働部産業政策課・雇用推進課）</p> <p>他市の住宅リフォーム助成制度は、住宅の小規模工事に対する概ね20万円前後の補助上限を設定し、市内建設事業者の取引拡大などを目的として実施されている制度と伺っています。</p> <p>本市では、安全・安心な社会の推進における耐震化対策や、耐震化とあわせて実施する省エネ化・防火対策、低炭素社会の推進におけるスマートハウス化の支援などの目的で、広く市民の皆さま向けの補助金制度として運用しており、これら施策の実施等を通じて、市内中小企業者の受注機会の増加を図っているところです。</p> <p>このほか、製造業を営む中小企業者が工場の操業環境を改善するために行う防音・防振工事のうち、一定の要件を満たすものに対して経費の一部を補助することにより、本市の基幹産業であるものづくりの持続的な発展を図っているところです。</p> <p>次に、雇用促進施策について、さかいJOBステーションの「企業人材マッチングプラザ」では、事業所に対する雇用対策として、若年者や女性の雇用について、求人企業情報の提供や、求人企業と求職者との交流イベント、市内産業や市内事業所の魅力発信、合同企業面接会・説明会の開催、職場定着支援などを行っております。同時に、さかいJOBステーションでは、働く意欲がある、15から39歳までの若年者と全年齢の女性を対象に、会員専用のハローワークコーナーを併設し、職業相談から職業紹介までの総合的な職業支援を実施しております。</p> <p>また、さかいJOBステーションの取組に加え、国の雇用保険関係助成金などの制度の周知については、ハローワーク堺や堺労働基準監督署等庁外関係機関と連携を密にしながら、情報提供を行うなど、今後も市内事業所への支援を継続してまいります。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（商工労働部産業政策課・商業流通課）（建築都市局都市計画部都市計画課）</p> <p>本市では、集約型都市構造の形成に向け、無秩序な市街地拡大の抑制や地域地区の指定等による、住居・商業・工業などの市街地の計画的な土地利用を図るとともに、都市の核となる拠点を中心とした都市整備、都市機能集積を進めているところです。</p> <p>大規模小売店舗の出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づくことが必要となっております。</p> <p>その内容としては、大規模小売店舗周辺地域の生活環境保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲において配慮を求めています。</p> <p>加えて、大規模小売店舗には、需給調整や合理的でない過度な負担を求めてはいけないとされております。</p> <p>一方、国では、退店時の対応などについては、大規模小売店舗の社会的責任として、自主的な取り組みを促すこととしております。</p> <p>本市では、大規模小売店舗による自主的な取り組みを促進していく観点から、雇用面などでの地域経済活性化協力や店舗撤退時の対策などについて地域貢献活動計画書での記載を求め、その内容は、堺市ホームページに掲載しております</p> <p>第13項（商工労働部産業政策課）</p> <p>平成17年4月1日施行の堺市企業立地促進条例（現・堺市ものづくり投資促進条例）は、必ずしも大企業のみを対象としているわけではなく、多くの中小企業にもご活用いただいております。</p> <p>本条例の施行後、新たな企業投資の促進を図った結果、企業の投資が促進され、平成29年3月末で97件（うち51件が中小企業）の認定を行い、約1兆330億円の投資と約6,560人の雇用見込（累計）の誘引を行っております。</p> <p>本市の基幹産業である製造業の動向をみると、条例制定前の平成16年の製造品出荷額等は2兆円程度でありましたが、直近（平成26年）では3兆8千億円を超え、大阪市を抜いて全国6位となっています。</p> <p>また、本市税収の推移につきましては、条例制定前の平成16年度は1,131億円だったものが、平成27年度は1,326億円と17%も増加しているところであり、企業立地が進むことは、本市の財政基盤の強化に資するものと考えております。</p> <p>今後も引き続き、これまでの本条例の成果を踏まえ、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的とし、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第28号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（開発調整部耐震化推進室）</p> <p>耐震改修が必要とされる建物のうち、避難困難者の方が利用される幼稚園、小学校、中学校さらには小規模社会福祉施設等につきましては、耐震改修促進法に規定する特定既存耐震不適格建築物に該当しない小規模な施設も補助対象とするなど、制度拡充に努めております。また、平成29年度から、共助による指定外の避難場所を補助対象に拡充しております。</p> <p>今後も防災上の観点から補助制度の拡充を検討してまいりたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第29号	所管局	危機管理室
件 名	災害対策について		
<p>第1項（危機管理室防災課）</p> <p>本市に想定されている避難所生活者数が最大となる上町断層帯地震に対し、現在指定している避難所は、避難者を収容できる数となっておりますが、災害の場所や規模によっては、その地域の指定避難所で収容できないケースも予想されます。行政と地域住民が協力して様々な事態に備えなければならないと考えています。</p> <p>地域によっては、指定避難所を補完するものとして、自治会等が管理・運営を行っている地域会館を地域の避難所としているケースもありますので、平常時から地域で行われる避難訓練に参加するなど、地域の方々と連携をとっていただき、災害に備えていただきますようお願いいたします。</p> <p>第2項（危機管理室防災課）</p> <p>指定避難所に指定されている校舎・体育館等にしては、すべて耐震済となっております。</p> <p>第3項（危機管理室防災課）</p> <p>地域で行われる避難訓練には行政はもちろんのこと、学校や地域企業なども参加協力し、災害時でのそれぞれの役割を確認しています。災害対策は、行政、地域、市民が公助、共助、自助のそれぞれの役割に応じて「自分の命は自分で守る」「地域の皆様が互いに助け合って地域を守る」といった自助・共助の取組みが大切です。</p> <p>第4項（危機管理室防災課）</p> <p>ご意見のとおり、災害時の防犯対策については、これまでの被災地の事例を見ても重要な課題であり、今後の防災対策において取り組んでまいります。</p>			



番 号	陳情第30号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第1項(1)(危機管理室危機管理課)</p> <p>本市では、24時間365日、市民の皆様へ情報を正しく伝達するため、視覚的なツールとして、おおさか防災情報メール、インターネット、ホームページ、テレビ、災害情報ファックス、ツイッターなどにより、防災情報の発信を行っています。</p> <p>また、その他にも、防災行政無線とその放送内容が電話で確認できるテレホンサービス(0180-99-7333)、ラジオ、広報車など、多用な手段での情報伝達に努めています。</p> <p>障害をお持ちの方には、情報入手のために、これらの媒体を障害の状態に応じて利活用され、迅速かつ的確に避難行動等がとれるよう備えられますようお願いいたします。</p> <p>なお、携帯電話やスマートフォンで、おおさか防災情報メールに登録いただくと、国民保護情報、避難勧告・指示状況、避難所開設情報、津波、地震、台風、気象特別警報・警報・注意報、竜巻注意情報、土砂災害、水防警報、光化学スモッグ、その他緊急情報など、多くの情報を入手できますので、ぜひ登録をお願いします。</p> <p>※ おおさか防災情報メールの登録方法</p> <p>① 下記の送信先に空メール(件名、本文に何も書かれていないメール)を送信してください。 送信先アドレス: touroku@osaka-bousai.net</p> <p>② 登録用URLを記載したメールが返信されますので、当該URLへアクセスし、登録作業を行ってください。</p> <p>第1項(2)(危機管理室危機管理課)(健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・長寿社会部長寿支援課)(各区役所企画総務課・自治推進課・保健福祉総合センター地域福祉課)</p> <p>発災時に的確な避難行動が行えるよう避難訓練を行うことは重要な取り組みであるため、地域の自主防災組織が各区役所や消防局と協働し、地域の実情に応じた積極的な活動を進めております。</p> <p>従来からの初期消火や救出救護に加え、地域によっては避難所運営訓練や要援護者の避難誘導訓練を実施しているところもあり、市としても、今後もこれらの取り組みを推進してまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第1項(3)(4)(危機管理室危機管理課)(教育委員会事務局学校教育部学校指導課) 平成27年9月からモデル校区を対象に実施しております「避難所運営ワークショップ」において、自主防災組織を中心とした地域の方々と各区役所、学校、教育委員会、防災関係機関、危機管理室の担当者により、福祉避難所の確保等の要配慮者対応を含む避難所運営の課題や問題点を共有し、その解決に向けた意見交換を行っており、今後も、この取組を進めてまいります。</p> <p>なお、障害者用トイレは全ての指定避難所に設置されており、加えて各小学校への障害者用1基を含むマンホールトイレ5基の整備が平成29年度に完了する予定となっております。</p> <p>第1項(5)(危機管理室防災課)(健康福祉局長寿社会部長寿支援課) 小中学校等の指定避難所での避難生活が困難となる障害者等の要配慮者の良好な避難生活を確保するため、福祉避難所をはじめ医療施設や施設入所など、より円滑な避難体制の構築に向けた検討を進めてまいります。</p> <p>第1項(6)(危機管理室防災課)(健康福祉局長寿社会部長寿支援課) 障害者等の支援が必要な在宅避難者に対する安否確認や物資提供等の支援については、福祉サービス事業者や地域住民の方による支援、協力の仕組みづくりに向けて引き続き検討してまいります。</p> <p>第1項(7)(危機管理室防災課)(健康福祉局長寿社会部長寿支援課) ビッグアイで行われているリーダー養成講座を含め、有効な研修・講座を活用し、障害者の視点を重視した避難所運営や地域の防災を進める人材の育成に引き続き努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第2項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>直接の懇談につきましては、貴団体以外にも障害者等の団体が数多くございますので、個々のご要望をお受けすることは困難と考えております。</p> <p>なお、議会への陳情・請願をはじめ、所管課との懇談の場での当事者等のご意見は、正確にお伝えしてまいります。</p> <p>第3項（1）（生活福祉部医療年金課）</p> <p>現行の国民年金制度では、未加入や保険料の滞納等により、無年金者や低額年金受給者が発生しているため、現在、国においては公的年金制度全体の改革が検討されているところです。</p> <p>本市といたしましては、障害基礎年金についてその認定基準を緩和し、対象者の拡大を図るとともに、障害者の生活の質の向上が図れるよう障害基礎年金を増額するよう国に要望してまいります。</p> <p>第3項（2）（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p> <p>住宅扶助につきましては、平成27年7月1日から世帯人数に応じて基準額が見直されましたが、転居により自立を阻害するおそれがある場合には、経過措置として、見直し前の基準の適用を行っているところです。</p> <p>第3項（3）（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>本市としましても食事提供体制加算が、国の制度として今後とも継続して実施されるよう、また、利用者や事業者の実態に見合う必要な単位数が設定されるよう要望してまいります。</p> <p>第3項（4）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>障害福祉サービス利用に係る介護保険への移行のルールについては、国にも要望しております。</p> <p>なお、介護保険に移行された場合であっても、サービスの内容や機能から、介護保険には相当するものがない障害福祉固有のサービスと認められるものについては、当該障害福祉サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>また、現状で介護保険に移行された場合に、介護保険に相当するサービスがある場合であっても、介護保険の訪問介護を限度額まで利用されて、なおサービスが不足する場合、市が必要と判断した場合は、障害種別に応じて対応しているところです。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第3項(5)(障害福祉部障害者支援課)</p> <p>障害福祉サービスの利用者負担については、平成24年4月より、所得に応じて負担額が決まる応能負担に変更されており、非課税等、低所得の方の場合、負担が生じないようになっています。</p> <p>また、災害や生計の主たる者の失業、死亡など、特段の事情がある場合は、負担の減免ができることになっています。</p> <p>利用者負担が生じるためサービスを利用できないような方がおられましたら、区役所や障害者基幹相談支援センター等、相談窓口もございますので、ご相談ください。</p> <p>第3項(6)(生活福祉部健康福祉総務課・障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう、賃金をはじめとする処遇の改善を行うことは喫緊の課題であり、平成29年度の障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が図られました。また、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法等の改正がなされ、福祉人材の量的・質的確保対策が総合的に推進されているところです。</p> <p>本市においては、独自の人件費補助などは現在のところ考えておりませんが、大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に福祉の就職フェアを開催する等、引き続き人材確保の支援に努めてまいります。</p> <p>第4項(1)(障害福祉部障害者支援課)</p> <p>本市ではグループホームの整備を促進するため、民間事業所が新たなグループホーム等を整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を実施するとともに、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備の補助、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対して補助する支援策を講じているところです。さらに、法人が既存物件を活用してグループホームを開設する際の改修工事にかかる費用を補助する事業を開始しております。引き続き、地域生活の支援の機能を充実し、あらゆる社会資源の活用を図りつつ、地域で暮らし、地域で支える、支援体制の確保に努めてまいります。</p> <p>第4項(2)(障害福祉部障害者支援課)</p> <p>生活の基盤となるグループホームについては、重度の障害者が暮らす場として更なる充実を図るため、平成27年度から「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を開始して機能強化を図っております。今後、補助実績等を踏まえ、支援のあり方を研究してまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第4項(3)(障害福祉部障害者支援課) 法人が既存物件を活用してグループホームを開設する際の改修工事にかかる費用を補助する、「グループホーム開設準備支援事業」を平成28年度より開始しておりますので、改修費用が必要となる場合にはご利用下さい。</p> <p>第4項(4)(障害福祉部障害者支援課) 今のところ本市独自の加算は考えておりません。まずは、グループホームでの本制度の運用状況などを見ながら、国への要望等の必要性について考えてまいります。</p> <p>第4項(5)(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課) 本市は、これまで「障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き生きと輝いて暮らせる社会の実現」を基本理念に障害者施策を進めてきました。 第4次障害者長期計画や第4期障害福祉計画においても、この基本理念を踏襲し、障害のある方が地域で生活し続けるため、今年度から緊急時対応事業を開始するなど、各施策の充実を図るとともに、グループホームを中心に整備を進めているところでございます。また、重度障害者が安心して暮らせるグループホームとなるよう、市単独事業としてグループホームにおける生活支援員の増員及び看護師の配置に対して補助を行う、「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施しております。 今後も、一人ひとりのニーズに応じた在宅サービスや訪問看護事業者の活用をはじめとした、さまざまな支援を利用することにより、障害者が住み慣れた地域で生き生きと輝いて暮らせるように、取り組んでまいります。</p> <p>第4項(6)(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課) 本市では、医療的ケアが受けられる暮らしの場の充実を図るため、市単独事業としてグループホームにおける看護師の配置などに対して補助を行う、「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施しております。 また、医療的ケアが必要な方を地域で支えるため、市単独事業として短期入所事業所において医療的ケアが必要な方などを受け入れた場合に加算を行う、「堺市障害者短期入所事業運営費補助事業」についても実施しております。 今後とも、医療的ケアが必要な方たちが、地域で暮らし続けていけるように、地域生活の支援機能を充実し、あらゆる社会資源の活用を図りつつ、地域で暮らし、地域で支える体制の確保に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第4項(7)(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>重症心身障害者(児)が地域で安心して生活するためには、様々な社会資源の有効活用等を図りつつ、地域生活の支援機能をより充実させていく必要があると考えています。</p> <p>そのため、「ベルデさかい」においては、短期入所や通所、外来診療・リハビリテーション、相談支援等に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、相談支援機関などの職員を対象とした交流会や事例検討会、重症心身障害者(児)支援に特化した介護や医療的ケアに係る講習会を行っているところです。</p> <p>今後も引き続き、関係機関等との連携を強化し、アウトリーチを含めたネットワーク構築に取り組んでまいります。</p> <p>第4項(8)(障害福祉部障害者支援課)</p> <p>消防法の改正により、スプリンクラー設置義務の発生したグループホームについて、消防設備の設置が円滑に進むよう、国庫補助を活用して設置費用の補助を行っているところですが、引き続き、補助制度の充実と十分な財政措置を講じるよう国に要望してまいります。</p> <p>第5項(1)(2)(3)(4)(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>今年度から障害のある方を介護している家族が夜間や祝休日に急病などで介護ができない場合に、連絡を受けた短期入所事業所が受け入れや支援員の派遣の調整を行う緊急時対応事業を開始したことにより、「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を分担し地域生活支援拠点等として面的な整備を行ったところです。</p> <p>今後とも、関係者の方々のご意見などを参考にしながら、引き続き事業検証を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第6項(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(障害福祉部障害者支援課)</p> <p>堺市では、短期入所事業所において、緊急事由が発生した障害者(児)が短期入所により利用できる緊急用ベッドを2床確保し、その利用支援を行う事業を市単独事業として実施しております。また、本年度から市内の短期入所において緊急時対応事業を開始しております。本事業については、市単独事業であるという性質上、その利用対象者を堺市民とさせていただいておりますので、ご理解願います。</p> <p>また、強度行動障害、重症心身障害、医療的ケアが必要な方など支援度合の高い重度障害者(児)の受け入れを促進するため、市単独事業の運営補助を実施しております。今後ともこうした事業を通じて、短期入所事業所の機能強化を図ってまいります。</p> <p>なお、送迎については、居宅との間の送迎を原則としていますが、とりわけ短期入所事業所が行う送迎については、利用者の教育を受ける権利や日中活動を保障するという見地から、短期入所事業所と日中活動の場(学校・作業所等)との間の送迎についても、国の送迎加算の算定を可能としております。そのため、送迎への市単独加算については、現在のところ考えておりませんので、ご理解願います。</p> <p>今後とも、医療的ケアが必要な方たちが、地域で暮らし続けていけるように、地域生活の支援機能を充実し、あらゆる社会資源の活用を図りつつ、地域で暮らし、地域で支える体制の確保に努めてまいります。</p> <p>第7項(1)①②③(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>現段階ではまず、ヘルパー全体の人材確保が、急務であると考えておりますが、同性介護の観点等から、男性のヘルパーの必要性についても認識しております。</p> <p>必要なサービスを安定して提供できるよう、今後とも、国に対して、適切な報酬単価を設定できる財源の確保について強く要望してまいります。</p> <p>第7項(2)①②③(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>本市といたしましては、手話のできるヘルパーが増えるよう、事業者に本市の手話講習会を案内し、ご協力をお願いしているところです。</p> <p>第7項(3)①②③(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>平成24年度から、本市主催で居宅介護の指定事業者のスキルアップのための研修を開催しております。昨年度は、2月と3月に高次脳機能障害をテーマとした研修を行いました。</p> <p>市としましては、各事業所の管理者を中心に研修を行い、その後の法人内の伝達研修等を行うことが、より多くの事業所がスキルアップできる、効率的かつ有効的な手段であると考えております。</p> <p>今後も引き続き研修を実施し、適切な支援が行える人材育成を図っていきたいと考えており、またテーマにつきましても、毎年事業所等の意見も踏まえながら検討してまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第7項(4)①②③(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう、賃金をはじめとする処遇の改善を行うことは喫緊の課題であり、平成29年度に障害福祉サービス報酬改定において、福祉職員処遇改善加算の充実が図られました。</p> <p>また、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法等の改正がなされ、福祉人材の量的・質的確保対策が総合的に推進されているところです。</p> <p>本市においては、独自の人件費補助などは現在のところ考えておりませんが、大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に福祉の就職フェアを開催する等、引き続き人材確保の支援に努めてまいります。</p> <p>キャンセルの問題につきましては、利用者の体調不良等によりキャンセルが多いことをお聞きしておりますが、市としましてはキャンセル料は利用者と事業所が契約時に取り決めるべきものと考えており、補助等は考えておりませんのでご理解ください。</p> <p>第7項(5)①②③(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>通院、入院時には移動支援ではなく、原則として居宅介護の対象となります。また、同サービスについては、介助の必要に応じて判断され支給決定しているところです。</p> <p>移動支援につきましては、二人介護は必要に応じて認めているところですが、今後も支給時間も含めて適切なサービス運営ができるよう、国に個別給付化を要望してまいります。</p> <p>なお、障害者総合支援法では、障害福祉サービスの支給決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案して、支給決定を行う必要があることから、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されており、市町村事業である地域生活支援事業についても、上記の考え方に基づき1か月を単位として支給決定を行っているところです。</p> <p>第7項(6)①②③④(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>同行援護の取り扱いにつきましては、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、個別の状況に応じて、当該介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能か否かを適切に判断した上で、「同行援護」によるサービス利用も可能とする取り扱いとしています。</p> <p>第7項(7)①②③(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>障害のある方への外出支援サービスに係る財政措置については現在国に要望しているところです。今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から取り組みについて検討していきたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第7項(8)①②③(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>介護計画に位置付けられていない居宅介護で緊急に対応した場合には、一定の条件のもと緊急時対応加算の制度があります。今後も必要なサービスを安定して提供できるよう、国に対して、適切な報酬単価を設定できる財源の確保について強く要望してまいります。</p> <p>第8項(障害福祉部障害者支援課)</p> <p>地域活動支援センターにつきましては、市内に17事業所あり、多くの事業所が地域における日常生活の憩いの場として支援を行っているところです。</p> <p>また、日中一時支援につきましては、堺市登録事業所として堺市内に15事業所、堺市外に12事業所あり、多くの事業所が夕方にも支援を行っているところです。</p> <p>第9項(1)(2)(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</p> <p>現在、JRや私鉄各社において、身体障害者または知的障害者に対して、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p> <p>なお、障害のある方への外出支援サービスに係る財政措置については、現在国に要望も行っているところです。</p> <p>また、「通所交通費補助制度」については、個人給付施策から自立支援施策へと施策転換を図っておりますので、現在のところ考えておりません。</p> <p>今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から取り組みについて検討していきたいと考えております。</p> <p>第10項(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部健康医療推進課)</p> <p>医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、医療機関においては、障害の有無に関わらず、患者が必要な場合に医療を実施しているものと考えております。</p> <p>なお、本市では、重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院した場合に、本人をよく知るホームヘルパーやガイドヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図る「堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。</p> <p>今後とも、障害者が、地域で暮らし続けていけるように、地域生活の支援機能を充実し、あらゆる社会資源の活用を図りつつ、地域で暮らし、地域で支える体制の確保に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第10項(1)(健康部健康医療推進課) 市民の健康増進を推進する所管課として、貴団体と障害施策を推進する担当課との話し合い等の場には、必要に応じ同席をさせていただきます。</p> <p>第10項(2)(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部保健所保健医療課) 医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、医療機関においては、障害の有無に関わらず、患者が必要な場合に医療を実施しているものと考えております。 今後とも、医療機関において、障害者が安心して医療受診ができるように、障害への理解と対応について普及啓発を推進し、医療が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう取り組んでまいります。</p> <p>第10項(3)①②(障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課) 医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、堺市立総合医療センターを含めた医療機関は患者の求めに応じて診察を行う義務があります。 障害者児の受診への配慮につきましては、市内救急告示病院に対して障害者差別解消法に基づく医療関係事業者向けガイドライン等について説明を行い、さらに堺市立総合医療センターについては、対応の徹底について再度依頼をさせていただきました(平成28年10月)。 ただし、受診された方の病状により専門的治療が必要と判断した場合等、専門病院への紹介を行うことがあると認識しております。</p> <p>第10項(4)(健康部健康医療推進課・障害福祉部障害施策推進課) 健康福祉プラザ内のベルデさかいについては、重症心身障害のある方への医療・リハビリテーション等を提供するとともに、障害の状況等に応じて、かかりつけの医療機関と連携しているところです。今後もさらなる医療機関との連携に努めてまいります。 堺市立総合医療センターについては、同センターの運営方針にありますように、健康福祉プラザも含め地域の医療機関との連携を推進してまいります。</p> <p>第10項(5)(障害福祉部障害者支援課) 現段階では、緊急時に医療的ケアが必要な方の受け入れや対応は困難な状況にあります。事業の実施状況を踏まえ、今後の方向性を研究してまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第10項(6)(障害福祉部障害者支援課) 本事業は重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院した場合に、本人をよく知るコミュニケーション支援員を病院に派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図る事業です。派遣する支援員につきましては、本人をよく知り、また派遣という業務形態にもなじみやすいホームヘルパーやガイドヘルパーとしているところです。</p> <p>第10項(7)(健康部健康医療推進課) 医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、近畿大学附属病院においても、障害者を含め全ての患者に対し、医療機関が提供可能な医療を実施されと考えております。</p> <p>第10項(8)(障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課) 障害の有無に関わらず、患者が必要な場合に適切な検査や治療を受けることができるよう、医療機関は医療を実施しているものと考えております。 今後とも、医療機関において、障害者が安心して受診できるように、障害への理解と対応について普及啓発を推進し、医療が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう取り組んでまいります。</p> <p>第10項(9)(生活福祉部医療年金課) 本市の障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療制度に基づき実施しております。本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源のなかには、ご要望の制度化は困難な状況ですが、大阪府に対し制度化するよう要望してまいります。</p> <p>第11項①(長寿社会部長寿支援課) 避難行動要支援者の訪問調査については、今後も全校区で実施できるよう努めてまいります。</p> <p>第11項②(長寿社会部長寿支援課) 民生委員児童委員の障害者児理解の促進については、民生委員児童委員連合協議会に障害者福祉委員会を設置し、研修等を定期的に行っているところです。今後も、理解促進のため、研修等の充実を図ってまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第11項③（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>避難行動要支援者名簿については、本市では、全ての避難行動要支援対象者を記載した「避難行動要支援者リスト」をもとに、個人情報地域へ提供することに同意した対象者のみを掲載した「避難行動要支援者一覧表」を作成しています。現在、対象外となっている方の一覧表への掲載については、本人同意を必要としているだけでなく、地域の防災活動などの取組とも密接に関係しています。今後、関係者の方々のご意見などを参考にしながら検討してまいります。</p> <p>第12項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>本市では、日頃から災害に備えるための心構えや避難行動要支援者に対する支援方法をまとめた冊子『安心の第一歩』を平成28年3月に改訂し、配布を行っています。今後、これまでの震災を踏まえた知見や、障害当事者・家族・支援者の意見を参考にさせていただきながら、避難行動要支援者と支援者の双方にとって、より分かりやすい冊子とし、地域などで有効活用できるように努めてまいります。</p> <p>第13項（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課・保健所保健医療課）（危機管理室防災課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>緊急災害時の医療対策について、大阪府保健医療計画（平成25年4月版）では、基幹災害医療センターとして大阪急性期・総合医療センターを指定するとともに、地域災害医療センターには救命救急センターを中心に15か所18病院を指定し、大阪府地域防災計画に位置付けています。これらの災害拠点病院の他に、大阪府では、特定診療災害医療センターとして、循環器疾患や消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神医療など特定の疾患の対策の拠点として、大阪はびきの医療センターをはじめ、大阪国際がんセンター、大阪精神医療センター、大阪母子医療センターの4ヶ所4病院が指定されています。</p> <p>本市では堺市立総合医療センターが地域災害医療センター（災害拠点病院）となっており、それに加え、本市地域防災計画で位置づけた医療拠点となる施設「市町村災害医療センター」として大阪労災病院を指定するとともに、本市内の19病院を「災害医療協力病院」と位置づけ、災害時における患者の受け入れ体制を確保しています。</p> <p>他方、医薬品等の備蓄等について、災害時に備えた医療物資や医薬品の備蓄は欠かせないことから、災害拠点病院において、医薬品の備蓄を行っています。加えて、本市では、大阪府や堺市薬剤師会等と連携しながら、災害時における医薬品の確保に取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第14項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>障害当事者部会は、本市の相談支援業務のあり方について当事者の声を聞くことにより、より質の高い相談支援体制を確保すること及び障害種別を越えての当事者間の交流を深めることを目的として、堺市障害者自立支援協議会に設置されております。</p> <p>同部会においては、防災をテーマにした交流会も開催され、その内容を堺市障害者自立支援協議会ホームページに公表しているところです。</p> <p>今後とも、当部会を含め、障害当事者・家族・支援者の意見を参考にさせていただきながら、取り組んでまいります。</p>			
<p>第15項（1）（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>障害者総合支援法の改正により、平成27年4月1日以降は支給決定時にサービス利用計画案が必要とされていますが、相談支援事業所が不足していることが全国的な課題となっております。</p> <p>本市においては、必要な人が計画相談を利用できるよう、引き続き指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員の拡大に取り組んでまいります。</p>			
<p>第15項（2）（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>相談支援専門員の業務の中で、計画作成・モニタリング以外の基本相談部分の活動が大きく、また重要であることは認識しております。指定特定相談支援事業所の安定した運営が可能な報酬となるよう、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議等を通じて、国へ要望しているところです。</p>			
<p>第15項（3）（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>特定事業所加算の算定要件は国の報酬基準等で定められており、本市ではこの基準を適用しております。兼務の場合は要件が定められていますので、個別にご相談くださるようお願いいたします。</p>			
<p>第15項（4）（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>平成29年3月末現在の計画相談の進捗状況はセルフプラン含めて、障害者は7,787人（95.4%）、障害児は2,008人（97.3%）となっています。指定特定相談支援事業所数は平成29年4月1日現在で108か所、うち児童は53か所です。</p> <p>本市としましては、障害者が自らの意思で作成したセルフプランは尊重しながら、必要な方に計画相談支援の利用が進むよう、指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員の拡大に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第15項(5)(障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>障害福祉サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対し、指定特定相談支援事業所の新規開設の働きかけを行うとともに、相談支援専門員の人材確保のため、大阪府の相談支援従事者初任者研修における市町村推薦枠を活用し、研修の受講機会の促進を図っています。また、「計画相談支援手引書」の作成や新規事業所及び新任相談員へのサポートを行うことにより、相談員が早期に安心して活動できるよう、支援を行っています。</p> <p>なお、指定特定相談支援事業所が安定的な運営ができるよう基本報酬の見直しについては、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議等を通じて、国へ要望しているところです。</p> <p>第15項(6)(障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>市の関係部署や総合相談情報センターなどにおいて、指定特定相談支援事業所を対象とした様々な内容の研修を行っております。これらの研修がより一層、各事業所での人材育成に活用できるよう、関係機関の研修情報を集約し、情報提供するしくみを整備したところです。</p> <p>また、相談支援専門員が抱える対応困難なケースへの助言については、ケース会議の開催等により基幹相談支援センターが行っており、必要に応じて障害者更生相談所やこころの健康センターなどの専門相談機関と連携しております。</p> <p>第16項(1)(障害福祉部障害者支援課)</p> <p>ストマ用具に代えて支給する紙おむつ等の給付については、市の実施する地域生活支援事業の日常生活用具給付事業に位置付けて、月12,000円を限度額として給付しております。この給付額については、他の政令指定都市についてもほぼ同額であり、現在のところ給付金の増額は考えておりませんのでご理解ください。</p> <p>第16項(2)(障害福祉部障害者支援課)</p> <p>紙おむつ等の給付については、市の実施する地域生活支援事業の日常生活用具給付事業に位置付けて、ぼうこう、直腸、脳原性障害の方、四肢や体幹の機能障害者・児を対象に月12,000円を限度額として給付しております。</p> <p>ストマ用具に代えて紙おむつを支給する事業であり、現在のところ対象者の拡大と給付金の増額は考えておりませんのでご理解ください。</p> <p>第16項(3)(障害福祉部障害者支援課)</p> <p>補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個となっております。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第16項(4)(障害福祉部障害者支援課) グループホームについても、要件を満たした場合は重度障害者住宅改修費の制度の対象となっております。</p> <p>第17項(障害福祉部障害者支援課) 重度障害者福祉タクシー利用助成制度については、重度障害者(児)の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。 本市の財源に限りがあるなか、現在のところ利用枚数を増やすことについては考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について、今後も国に財政措置を講じるよう要望を行ってまいります。 また、本事業は初乗り運賃に対する助成のため、一度に複数枚の使用はできませんので、ご理解をお願いします。</p> <p>第18項(障害福祉部障害施策推進課) 現在、健康福祉プラザへのアクセスにつきましては、最寄りの「旭ヶ丘」バス停を経由する堺東駅前～泉ヶ丘駅前の南海バスが1時間に2本程度運行しているところです。 現状では公共交通機関等をご活用いただくことをお願いしておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。</p> <p>第19項(1)(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課) 本市では、「堺市権利擁護サポートセンター」を設置し、広く市民を対象とした権利擁護や成年後見制度の広報・啓発を行っているほか、シンポジウムや講演会を開催し、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを行っております。また、これらの市民全体を対象とした普及啓発に係る平成29年度予算額は392,000円となっております。</p> <p>第19項(2)(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課) 本市では、今後も窓口へのリーフレットの配架を行うとともに、シンポジウムや講演会などの開催を通し、成年後見制度の利用促進を図ってまいります。 また、各区役所及び障害者基幹相談支援センターなどの職員を対象とした研修を実施し、必要な方が制度利用に繋がるよう努めてまいります。</p> <p>第20項(1)(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課) 虐待等の事例に関しては、市長申し立てを行い、必要とする経費を支給することがあります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	子ども青少年局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第21項(1)(子ども青少年育成部子ども家庭課) 児童発達支援センター(5園)の職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけており、今後とも国基準を念頭に置き、職員配置のあり方を検討してまいります。</p> <p>第21項(2)(子ども青少年育成部子ども家庭課) 通園バスの運行につきましては、安全な運行の確保に努めるとともに、運行形態については、運営経費も考慮し、指定管理者において、より最適な運行ルートを検討してまいります。</p> <p>第21項(3)(子ども青少年育成部子ども家庭課) 本市施設の指定管理者の指定期間につきましては、「指定管理者制度活用のためのガイドライン(改訂版)」で原則として5年を限度としており、南北こどもリハビリテーションセンター及びえのきはいむの指定にあたって、指定期間を5年間としています。今後、関係課等と調整の上、当該施設の特性を踏まえ、指定管理のあり方について、検討してまいります。</p> <p>第21項(4)(児童自立支援施設整備室・子ども青少年育成部子ども家庭課) 第2もず園の建替工事においては、引き続き、通所している児童の安全を第一に考えて工事を進めるよう施工業者に徹底するとともに、市としても最大限の安全対策を講じるよう努めてまいります。 また、新第2もず園の運営内容については、児童の安全に十分留意し、現在の療育水準を維持できるように、検討してまいります。</p> <p>第21項(5)(子ども青少年育成部子ども家庭課) 医療型児童発達支援センターにおきましては、平成27年度より、週1回の単独登園に加えて、3歳・4歳児については学期に1回増やすとともに、年長児については月1回の単独通園を追加して行っております。今後も単独登園の回数増につきましては、職員配置を含めその必要性について検討してまいります。 また、医療型児童発達支援センターの職員配置につきましては、国の配置基準では、職種ごとに1人以上となっていますが、南北こどもリハビリテーションセンターにおいては、通所している子どもの状態に考慮し、現在、職種ごとに複数人の職員を配置しています。今後も現在の配置基準を保てるように努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	子ども青少年局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第21項(6)(子ども青少年育成部子ども家庭課)</p> <p>リハビリの質の向上に向けては、センター内において、リハビリスタッフ内での学習会・ケースカンファレンスの実施をはじめ、各スタッフが外部の研修会・学習会に参加するなど取り組んでおりますが、今後もスキルの向上に努めるように、指定管理者に働きかけてまいります。</p> <p>リハビリの回数や期間につきましては、現行の配置の中で、より効率的でより良いサービスが提供できるように、指定管理者に働きかけてまいります。</p> <p>第21項(7)(子ども青少年育成部子ども家庭課)</p> <p>えのきはいむにおいて、「地震および津波避難マニュアル」を策定して、地震発生時の対応について、職員間で周知及び共有化を図るとともに、職員の避難訓練を年1回と園児と一緒に避難訓練を年2回程度実施して、災害への備えを行っております。</p> <p>第22項(1)(子ども青少年育成部子ども家庭課)</p> <p>職員の資質向上及び研修の機会の確保は事業者の責務ではありますが、市においても支援者の質の向上を図り、支援が必要な子どもの発達支援・保護者支援をより充実させるため、年2回程度、事業者研修を行っております。加えて、平成27年度からは、「あい・さかい・サポーター養成事業」として、保育所、認定こども園、保健センター等のほか、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所の支援者を対象とし、2か年を研修期間とする人材養成研修を行っております。</p> <p>第22項(2)(子ども青少年育成部子ども家庭課)</p> <p>本市では、障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん)を6団体に委託し実施しています。事業内容の一つとして、保育所、障害児通所支援事業所などの職員への指導、助言を実施する「施設支援」を行っております。</p> <p>第22項(3)(子ども青少年育成部子ども家庭課)</p> <p>放課後等デイサービスガイドラインは、放課後等デイサービス事業所が自己評価を行う際に活用するために国が作成しており、本年4月には、ガイドラインに基づいた自己評価及びその公表が義務付けられました。</p> <p>本市では、ガイドラインに基づき『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』を市独自に作成し、全事業所に平成29年5月末日までに提出するよう通知するとともに、提出されたシートを市ホームページで公表することで、支援の質の向上を図ってまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	子ども青少年局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第23項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>障害児入所施設につきましては、現在、市外の施設を利用させていただいております。市内施設の整備につきましては、府内の施設整備の方向性、今後のニーズの動向を踏まえて研究してまいります。</p> <p>第24項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>本市成人式は、20歳になった若者の前途を社会全体で祝福するとともに、新成人が地域のまちづくりの重要な担い手として、さらには、将来の社会を支える一員として自らも自立し、そのための責任を自覚するための場として地域ぐるみの成人式として区役所ごとに開催しています。</p> <p>各種団体がそれぞれの思いで地域にて実施している「成人のつどい」等については、大いに意義あるものと認識しておりますが、それぞれの「成人のつどい」等への参加や費用等の補助については困難であると考えており、ご理解の程お願いします。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第25項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>おでかけ応援バスは、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートした制度であり、その後、平成25年度から公共交通の利用促進という観点を踏まえ、利用対象日の拡充を図ってきております。</p> <p>おでかけ応援バスの利用対象者は、現在も本制度の設立当初の対象者である「65歳以上の高齢者」であることを継承しております。これは高齢者が今後も増加していくこと、バスの主要な利用者となっていくこと、身近な交通手段を必要とすることなどのためです。</p> <p>現在、鉄道につきましては、JRや私鉄各社が身体障害者または知的障害者に対して、旅客運賃の割引制度を設けております。また、バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p> <p>なお、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取組について検討していきたいと考えております。</p> <p>第26項（交通部公共交通課）</p> <p>本市では、平成23年度に鉄道事業者による可動式ホーム柵の設置を促進するため「堺市鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱」を設置しており、これまでも大阪市交通局に地下鉄御堂筋線の市内3駅の早期設置について要望を行ってきました。</p> <p>これに対して、大阪市交通局からは「御堂筋線の可動式ホーム柵の導入にあたっては、車両と扉の閉扉の安全確認のための時間を要するため停車時間が増加し、列車本数が減少し、混雑状況も悪化する」という課題があり、現行のシステムのまま単純に可動式ホーム柵を設置することは困難な状況です。しかしながら、ホームからの転落の防止は鉄道事業者として重要な課題と認識しており、御堂筋線については全駅の設置をめざし課題解決の検討を進めています。」との回答がありました。</p> <p>本市としましては、引き続き市内3駅への可動式ホーム柵の早期設置を大阪市交通局に強く求めてまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第27項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・健康部精神保健課）</p> <p>本市では、ノンステップバス導入について支援するなど、事業者と協力して路線バスの利便向上や利用促進に取り組んでいるところです。</p> <p>ご要望について南海バス株式会社にお伝えしたところ、次のような回答がありました。</p> <p>①について</p> <p>「弊社ではノンステップバスの導入を進めており、今後導入するバス車両については全てノンステップバスとなる予定ですので、順次ノンステップ化率は漸増していく見込みです。ただし、既に導入したワンステップバスを直ちに置き換えることは現実的に難しい点、ご了承ください。」</p> <p>②について</p> <p>「バスは鉄道と異なり私有地ではなく公道を運行しております。このため、バス停標柱1つ取っても、道路もしくは歩道をお借りしたうえで、各種許認可のもと設置しております。上屋の設置要件には道路の幅員等の制約が多く、加えて公道上につき、関係各所（道路管理者・所轄警察・地元地権者等）との協議・許認可を必要とすること、設置後の管理コストが小さくないことから、設置については慎重に判断いたしたく、各停留所のご利用状況や道路条件等の要素を多角的に勘案しつつ、検討を重ねてまいる所存でございます。」</p> <p>③について</p> <p>「弊社では、独自の一般乗合旅客自動車運送事業運送約款に則った割引適用を実施しております。</p> <p>当該約款に基づき、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちのお客さまにつきましては、半額運賃を適用させていただいております（定期券は3割引）なお、精神障害者手帳についての割引は実施しておりません。現在のところ、運送約款変更の予定はございませんが、今回のご意見については、今後の検討課題とさせていただきます。」</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>④について</p> <p>「停留所の設置は、道路もしくは歩道をお借りしたうえで、各種許認可のもと設置する形となります。</p> <p>停留所の設置要件には、交差点や車両乗入口から一定の距離を設けないといけない等、条件面での制約が多く、加えて公道上につき、関係各所（道路管理者・所轄警察・地元地権者等）との協議・許認可を必要とすることから、設置については慎重に判断いたしたく、各停留所のご利用状況や道路条件等の要素を多角的に勘案しつつ、今後の事業計画変更時の検討材料として賜る所存でございます。</p> <p>なお、アリオ鳳の周辺には「上」「上北」「富木」停留所がございますので、そちらもご利用いただければと存じます。」</p> <p>本市としましては、引き続き、事業者に働きかけて、すべての人が利用しやすいバスとなるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、現在、JRや私鉄各社において、身体障害者または知的障害者に対して、旅客運賃の割引制度を設けております。また、バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p> <p>なお、精神障害者に対する旅客運賃の割引制度につきましても、公共交通網が広域的に拡がることから、全国的な課題として、国の施策として推進することが重要と考えており、障害のある方への外出支援サービスに係る財政措置も含め、現在国に要望を行っているところです。</p> <p>今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から取り組みについて検討していきたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第 30 号	所管局	建設局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第 28 項 (道路部道路整備課・道路計画課)</p> <p>横断歩道の点字 (エスコートゾーン) については、障害者の方々のご要望がある交差点で、特に必要性が高い箇所について設置を検討しております。</p> <p>今後、地元や所轄警察と協議を行い、協議・調整が整った箇所から実施に向けて進めてまいります。</p> <p>第 29 項 (自転車まちづくり部自転車企画推進課・土木部南部地域整備事務所)</p> <p>横断歩道の敷設につきましては、公安委員会の所管になりますので、本市から西堺署交通課に御要望の主旨をお伝えいたします。併せまして、西堺署交通課に御相談・御要望いただきますようお願いいたします。</p> <p>第 30 項 (土木部西部地域整備事務所)</p> <p>1) 改善してほしい勾配場所：堺市堺区昭和通り 4 丁 68-4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況の状況を確認いたしましたが、ご要望をいただいた住所付近で、歩道がございません。改めて、要望場所を確認させていただきますようお願いいたします。 <p>2) 段差場所：堺市堺区旭ヶ丘町 5 丁 13 号線の交差点の歩道 シダックス近く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご要望場所のシダックス付近の交差点は平成 28 年度に歩道段差を解消する工事を施工いたしましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。 			

番 号	陳情第30号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第31項(1)①(学校教育部支援教育課)</p> <p>支援学校の学級編制につきましては、小中学部は6人(重複障害は3人)を標準とし、それをもとに教職員が配置されております。</p> <p>今後の本市における支援学校を含む特別支援教育の方向性につきましては、他都市の取組状況を参考にしながら、国や府の動向、特別支援教育における府と市の役割分担等を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>			
<p>第31項(1)②(学校教育部支援教育課)</p> <p>中河内・南河内地域支援学校の通学区域割りにつきましては、平成25年2月に大阪府教育委員会から示されて以降、通学区域の変更について保護者への丁寧な説明と十分な情報提供をしていただきたいこと、スクールバスの運行に当たっては、通学時間が生徒の負担とならないよう事前調査を実施し、検討していただきたいこと、きょうだい関係がある場合は個別に配慮してもらいたいこと等の意見や、障害の状態や通学方法など、個々の事情に応じた対応等について、本市として、大阪府教育委員会に要望しております。</p> <p>今後、これらの要望を大阪府教育委員会に対して続けてまいります。</p>			
<p>第31項(1)③(学校教育部支援教育課)</p> <p>大阪府では、生徒の障害の状態の多様化に対応するため、生活自立の学習を中心とした支援学校高等部のほか、知的障がい高等支援学校の職業学科及び共生推進教室、高等学校においてカリキュラムや授業内容を工夫し、共に学ぶ知的障がい自立支援コース等の様々な学びの場を設けていることから、多岐にわたる進路選択が可能となっております。</p> <p>本市といたしましては、府と市の役割分担等を踏まえ、今後も特別支援教育の充実に取り組んでまいります。</p>			
<p>第31項(2)①(学校教育部支援教育課)</p> <p>本市では、児童生徒の障害の状況に応じた学級設置を行い、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校における教育の充実を図るため、在籍する児童生徒の状況を適切に把握するように努めております。</p> <p>また、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校のセンター的機能の充実に向け、専任の特別支援コーディネーターを各校に複数配置するとともに、支援学校の教員と作業療法士や言語聴覚士等の専門家がチームを組み、地域の障害のある子どもの支援、相談や地域の学校園での研修等を行う自立活動アドバイザー派遣を実施するなど、堺市全体の特別支援教育の充実に向けて努めております。</p> <p>今後とも、両校のセンター的機能の充実に向けて研究してまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第31項(2)②(学校教育部支援教育課) 今後の在籍数及び学級数等を鑑みながら、学校や関係課とその対応について研究してまいります。</p> <p>第31項(2)③(学校教育部支援教育課) 校内駐車につきましては、児童生徒の安全確保の観点から慎重に対応しております。学校行事やPTA行事の際の保護者の来校に関しましては、限られた敷地であることから公共の交通機関の利用や乗り合わせる事、近隣の民間駐車場の利用等の御協力をお願いしているところです。</p> <p>第31項(3)(学校教育部支援教育課) 支援学校高等部の通学区域割りにつきましては、毎年大阪府教育委員会から示されるものです。堺市立支援学校の校区の状況に関しましては、府教委に市民からの御意見等を伝えるなど連携を密にしております。 今後とも、特別支援教育における府と市の役割分担等を踏まえ、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。</p> <p>第31項(4)①(学校教育部支援教育課) 特別支援教育の充実に向け、各校と協議の上、児童生徒の障害の状況に応じた障害種別ごとの学級設置が行われるよう、努めております。</p> <p>第31項(4)②(学校教育部支援教育課) 通級指導教室につきましては、今後も国に対し、増設を要望してまいります。</p> <p>第31項(4)③(学校教育部支援教育課) 介助員は、本市の短期臨時職員として任用しており、地方公務員法第22条第2項及び堺市短期臨時職員の任用及び勤務条件等に関する要綱により連続任用はできませんが、障害のある子どもへの支援のため、年度当初からの配置に努めております。 介助員の研修は、4月と9月に実施しております。また、配置校においても、管理職や支援学級担任等による実践研修を行うように指導しております。</p> <p>第31項(4)④(学校教育部支援教育課) 重度の障害の子どもが安心して地域の学校に通学することができるように、学級の状況や子どもの障害の状況を鑑み、介助員の配置や必要な施設改修を行っております。 今後も、可能な限り必要な措置を講じてまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第31項(5)①(学校教育部支援教育課) 支援学級に在籍し、学校生活を送る上で日常的に医療的ケアが必要不可欠である児童生徒に対し、看護師資格を有する者を必要に応じて配置しております。</p> <p>第31項(5)②(学校教育部支援教育課) 医療的ケアが必要な児童生徒につきましては、現在、百舌鳥支援学校分校に看護師を配置しております。 今後も、看護師配置に関しましては、国や府の動向を踏まえ、他市の取組状況等を参考に研究してまいります。</p> <p>第31項(6)①(学校教育部支援教育課) 今年度から支援学校2校に専任の特別支援コーディネーターを複数配置し、校内体制及びセンター的機能、関係機関との連携協力の充実を図っております。</p> <p>第31項(6)②(学校教育部支援教育課) 発達障害等のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に向け、発達理解研究事業や発達障害児専門家派遣事業などを実施し、校内支援体制の充実を努めております。</p> <p>第31項(6)③(学校教育部支援教育課) 各学校において、児童生徒一人ひとりの実態を把握し、それに応じたきめ細かな指導を行うため、保護者や関係機関と連携しながら、個別の指導計画の作成を進めております。 また、作成した計画に基づいた指導について評価を行い、児童生徒の学習改善に生かすことができるよう「指導と評価の一体化」に努めております。 「あい・ふぁいる」についても、学校園に対して様々な機会を通して適正に活用し、継続的な支援を行うように指導してまいります。</p> <p>第31項(6)④(学校教育部支援教育課) 本市では、学校における特別支援教育の推進的役割を担う推進リーダーを育成することを目的として、平成23年度から「支援教育推進リーダー研修」を実施しております。 この研修の受講者は、各所属校において、特別支援教育コーディネーターや支援学級担任・通級指導教室担当等として、通常の学級担任に対する指導助言や、発達障害等のある児童生徒への指導や支援を行っております。 特別支援教育コーディネーターにつきましては、校務分掌に位置づけており、保護者への周知に今後努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第30号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
<p>第31項(7)①②(学校教育部支援教育課)</p> <p>障害のある児童生徒の就学及び進学に当たっては、保護者の意向等を十分に聞き取るとともに、堺市就学支援委員会における審議を踏まえ、保護者の合意を得た上で、適切な就学先等を決定しております。また、小中学校・支援学校間の転学につきましては、学校からの転校相談の申請を受け、就学相談担当指導主事が児童生徒の実態を把握するとともに、保護者の意向等を十分に聞き取った上で、堺市就学支援委員会において審議し、転学先を決定しております。</p> <p>なお、堺市就学支援委員会では、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況や特性、保護者のニーズ等を把握し、就学指導に関する政令等に準拠した上で、適切な就学先等を審議しております。</p>			

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局
件 名	犬猫の対策について		
<p>第1項（健康部保健所動物指導センター）</p> <p>本市では、堺市動物の愛護及び管理に関する条例で、飼養者の遵守事項として、公共の場所又は他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないことを規定しております。加えて、堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例でも、犬等の飼い主に対し、飼い犬等のふんを公共の場所に放置することの禁止を規定して公共の場所等を糞尿などで汚さないよう、周知に取り組んでいます。</p> <p>犬の飼い主に対しては、自宅でのトイレをしつけ、散歩時に糞尿で公共の場所等を汚さないよう、糞の持ち帰りや、おしっこを水で流すなどのマナーについて、広報・ホームページへの掲載や、狂犬病予防注射の案内書類への記載をするなど、啓発をしています。また、猫の飼い主には、室内飼育をしてもらえるよう、飼い猫の不妊手術助成金制度を設けるなど適正飼育の取り組みを進めています。</p> <p>第2項（健康部保健所動物指導センター）</p> <p>本市では、飼い猫については室内飼育の啓発をしております。また、飼い主のいない猫に不妊手術をせず、置き餌をするなど不適切な給餌はやめてもらうよう啓発をするとともに、地域猫活動の説明に努めています。地域猫活動とは、地域住民の理解と協力のもと、地域に飼い主のいない猫に不妊手術を行い、地域のルールに基づき、決められた場所での給餌や、トイレの設置などを行い、個人や公共の場所を糞尿で汚さないよう管理しながら、飼い主のいない猫による被害やトラブルを減らしていくための活動です。本市として、野良猫など飼い主のいない猫による被害を軽減するために地域猫活動の考え方について普及・啓発を行っております。</p> <p>第3項（健康部保健所動物指導センター）</p> <p>本市として、公共の場所での糞尿や、飼育などに対して、罰則を設け、一律に規制することについて、現状、実効性を持たせることは困難であると考えております。引き続き、公共場所等での飼育マナーの向上や不適切な野良猫への給餌を行わないよう、各種機会を捉え啓発を実施してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第32号	所管局	産業振興局
件 名	大企業への優遇策について		
<p>(商工労働部産業政策課)</p> <p>本市では、基幹産業である製造業の持続的発展を図るため、臨海部や内陸部の工業適地において、堺市ものづくり投資促進条例（平成17年4月施行の堺市企業立地促進条例を改正）により税優遇を行い、ものづくり企業などの投資誘導を図っているところです。</p> <p>同条例の認定を受けている堺ディスプレイプロダクト株式会社は、シャープ株式会社と鴻海（ホンハイ）精密工業との業務提携とあわせて、凸版印刷株式会社や大日本印刷（DNP）株式会社とも事業統合（出資）した堺市に本社を置く企業であり、今後も継続的に雇用や税収の面で本市に貢献するとともに、地域経済への波及効果も期待できる企業であると考えています。</p> <p>また、シャープ株式会社が、同社の本社所在地をグリーンフロント堺に変更したことから、堺ディスプレイプロダクト株式会社との事業連携が進むとともに、雇用機会や事業機会の拡大などにより税収の増加が見込まれ、地域経済への一層の波及効果がなお一層期待できると考えています。</p> <p>平成29年1月には、シャープ株式会社と堺ディスプレイプロダクト株式会社との共同事業による有機ELディスプレイ生産のための設備投資をはじめ、計5社に対し同条例の認定を行ったところであり、認定投資見込額の総額は約476億円、雇用見込者数は5年間で約430名の計画となっています。</p> <p>同条例の施行後、新たな企業投資の促進を図った結果、企業の投資が促進され、平成29年3月末で97件（うち51件が中小企業）を認定し、約1兆330億円の投資と約6,560人の雇用見込（累計）の誘引を行っており、そのうちグリーンフロント堺関連だけで、延べ15件約7,400億円の投資と約3,100人の雇用が発生しています。</p> <p>今後も引き続き、これまでの本条例の成果を踏まえ、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的とし、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>			



番 号	陳情第33号	所管局	上下水道局
件 名	水道給水管について		
<p>第1項 (水道部水道建設管理課)</p> <p>平成29年度の鉛製給水管対策に伴う予算といたしましては、鉛製給水管の取替を含む経年劣化した水道管の更新費用(24.8億円)、鉛製給水管の単独取替(0.7億円)のほか、お客様負担で鉛製給水管取替工事を実施する場合の補助金、鉛製給水管の調査及び使用されているお客様へのお知らせ等にかかる費用を計上しております。</p> <p>第2項 (水道部水道建設管理課)</p> <p>鉛製給水管取替計画につきましては、平成27年度に策定した水道ビジョンに基づき、毎年、単年度実施計画を立て、経年劣化した水道管の更新に合わせ、効率的に実施しています。</p> <p>また、ガス等の他工事と合わせ鉛製給水管単独での取替えも行っており、平成28年度末、現在、約18千件(*)ある鉛製給水管について平成37年度末で約8千件を解消する計画です。</p> <p>(*専用水道などを除く局管轄の取替え対象給水管で、局管轄の全給水管の約7.4%にあたる。)</p> <p>第3項 (水道部水道建設管理課)</p> <p>通常に水道水を使用している状態では、鉛製給水管から水質基準を超える鉛が溶出することはありません。ただし、長期間水道を使用されていない場合は、水の使い始めに、バケツ一杯分(10リットル)程をトイレの使用など、飲み水以外に利用していただくよう、広報さかい、上下水道局のホームページ等でお知らせしています。</p> <p>平成28年度からは、順次、鉛製給水管を使用されているお客さまについて個別調査を実施し、同様のお知らせを行っています。</p> <p>第4項 (水道部水道建設管理課)</p> <p>厚生労働省によると、鉛製給水管が原因で健康被害が発生した事例報告はなく、現時点では、鉛による健康被害調査等を実施する予定はありません。</p>			

番 号	陳情第34号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>利用児童の受入れにつきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき行っております。</p> <p>金岡小学校のびのびルームにつきましては、引き続き利用申込者が利用できるように、専用教室の他、学校の協力の下、放課後に活動できる共用教室等を活動場所として確保してまいります。</p> <p>今後も、学校と調整を進めながら、放課後に活動できる共用教室等の確保や、増改築工事の中で開設時間帯に専ら使用できる教室を整備するなど、より多くの児童が利用できるように努めてまいります。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員の配置につきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。</p> <p>また、児童の安全を図るため、規模に応じて主任指導員を補佐する准主任や副主任指導員からなる体制をとり、管理運営しております。</p>			

番 号	陳情第35号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 今後、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」の実現をめざし、事業の充実に努めてまいります。</p> <p>第2項、第3項、第4項、第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） のびのびルームの運営に当たっては、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守してまいります。 活動場所の確保に向けては、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。 指導員の配置につきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。 なお、児童数につきましては、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しております。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本事業の指導員は、受託事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は当該受託事業者が就業規則等により定めております。 また、指導員の処遇改善につきましては、課題と認識しております。</p> <p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員の勤務体制により休憩が必要な場合において、学校の協力を得るなかで、休憩場所について、事業者と調整をしております。</p>			

番 号	陳情第35号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本事業は、事業運営を事業者に委託しておりますが、委託費用について、人件費や物件費等、事業運営に必要な経費を適正に積算しており、その費用の範囲において委託料を決定した上で、契約を行っております。</p> <p>その際には、運営事業者からは、支出目的や支出項目を示した見積書が提出されており、事業者選定において、本事業の運営費であることを確認しております。</p> <p>また、委託契約を締結した運営事業者は、業務仕様書及び企画提案内容に基づき運営を行います。</p> <p>本事業は、総価契約による完了払いであり、精算行為を伴わないため、本市に対する収支報告の提出は必須ではありませんが、適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し、改善してまいります。</p> <p>また、履行確認は、運営事業者から毎月提出される業務完了届及び業務報告により行うとともに、放課後子ども支援課職員による巡回により、日常において現地での履行確認も合わせて行っております。</p> <p>第9項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業は、平成9年度に事業を開始して以降、利用児童数は増加を続け、現在は、当初の約4倍の1万人を超えており、今後もさらに増加することが見込まれております。</p> <p>また、平成27年度から、子ども子育て支援新制度が実施されており、今後も、国の動向を注視しつつ、利用者ニーズを把握してまいります。</p> <p>第10項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>待機児童の解消につきましては、活動できる共用教室等を確保するとともに、隣接制度や民間の事業実施者の活用など様々な方策を視野に入れた検討も必要であると考えております。</p> <p>第11項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業（のびのびルーム）の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p>			

番 号	陳情第36号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校のびのびルームにつきましては、平成29年5月1日現在の利用者数173人に対しまして専用教室2室及び共用教室2室を確保しているところです。また、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定めるとおりとされている基準を満たしております。</p> <p>なお、教室の活用につきましては、更なる利便性の向上が見込める場合は学校と調整の上、環境整備を推進してまいります。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>活動場所の確保につきましては、共用教室をより活用しやすいように学校と調整し、環境整備を進めてまいります。</p> <p>また、放課後子ども支援課によるのびのびルームの巡回も行っており、共用教室の適切な運用について運営事業者への助言を行っております。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>活動場所の確保につきましては、共用教室をより活用しやすいように学校と調整し、環境整備を進めてまいります。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校におきましては、今年度から増改築工事の設計を実施する予定です。その中で、開設時間帯に専ら使用できる教室の整備に努め、学校と調整することにより、子どもたちが快適に学び、遊ぶことができる環境を整備いたします。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校におきましては、今年度から増改築工事の設計を実施する予定です。その中で、開設時間帯に専ら使用できる教室の整備に努め、学校と調整することにより、子どもたちが快適に学び、遊ぶことができる環境を整備いたします。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>施設整備につきましては、これまでののびのびルームの室内環境を基本とし、運営事業者や保護者の方々の要望等をお聞きしながら、生活の場・活動の場として、ふさわしい室内環境の整備を検討してまいります。</p>			

番 号	陳情第36号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業につきましては、引き続き利用申込者が利用できるように、専用教室の他、学校の協力の下、放課後に活動できる共用教室等を活動場所として確保してまいります。</p> <p>今後も、学校と調整を進めながら、放課後に活動できる共用教室等の確保や、増改築工事の中で開設時間帯に専ら使用できる教室を整備するなど、より多くの児童が利用できるように努めてまいります。</p> <p>第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校の児童数は、平成29年5月1日現在869人、学級数は31学級（支援学級を含む。）であり、今後も児童数の増加傾向が予想されることから、5年後の児童数予測は900人程度、それに伴う普通学級数は2学級増えると推測されます。また、のびのびルームの利用者数は、平成29年5月1日現在173人であり、全体数の増加にあわせてのびのびルームの利用者も増加することが予測されることから、増改築工事のなかで、学校とも調整しながら、のびのびルームの開設時間帯に専ら使用できる教室の確保に努めてまいります。</p> <p>第9項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>利用申込者数が増加傾向であることから、利用児童を受け入れるための活動場所の確保について、増改築工事のなかで、専ら使用できる教室の確保に努めてまいります。増改築工事が完了するまでの間、利用申込者の受入れに際し、隣接制度などの活用など様々な方策を視野に入れた対応が必要であると考えております。</p> <p>今後も、利用児童の安全安心を第一に考え、より多くの児童に利用していただけるよう努めてまいります。</p>			

平成29年 第2回市議会(定例会)陳情回答綴

平成29年 6月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-17-0028

